

[電気関係工事等予定価格積算標準] 新旧対照表

ページ	改 正	現 行
	目 次	目 次
	第1編 総 則	第1編 総 則
	1. 1 目 的 1	1. 1 目 的 1
	1. 2 予定価格と工事費等 1	1. 2 予定価格と工事費等 1
	1. 3 積算の方法 1	1. 3 積算の方法 1
	第2編 工 事	第2編 工 事
	2. 1 適 用 2	2. 1 適 用 2
	2. 2 工事費の構成 2	2. 2 工事費の構成 2
	2. 3 工事費の算定 <u>3</u>	2. 3 工事費の算定 <u>2</u>
	2. 4 直接工事費の積算	2. 4 直接工事費の積算
	2. 4. 1 数量積算基準 <u>3</u>	2. 4. 1 数量積算基準 <u>2</u>
	2. 4. 2 労務費 <u>4</u>	2. 4. 2 労務費 <u>3</u>
	2. 4. 3 材料費 <u>1 3</u>	2. 4. 3 材料費 <u>12</u>
	2. 4. 4 運搬費 <u>1 5</u>	2. 4. 4 運搬費 <u>14</u>
	2. 4. 5 機械損料その他 <u>1 5</u>	2. 4. 5 機械損料その他 <u>14</u>
	2. 4. 6 特許権等使用料 <u>1 6</u>	2. 4. 6 特許権等使用料 <u>15</u>
	2. 4. 7 産業廃棄物等処理費 <u>1 6</u>	2. 4. 7 産業廃棄物等処理 <u>15</u>
	2. 4. 8 支給材料、貸与品の取扱経費 <u>1 6</u>	2. 4. 8 支給材料、貸与品の取扱経費 <u>15</u>
	2. 5 共通費	2. 5 共通費
	2. 5. 1 間接工事費 1 6	2. 5. 1 間接工事費 16
	2. 5. 2 現場管理費 <u>2 1</u>	2. 5. 2 現場管理費 <u>20</u>
	2. 5. 3 一般管理費等 <u>2 2</u>	2. 5. 3 一般管理費等 <u>21</u>
	2. 5. 4 現場管理費及び一般管理費等の積算 <u>2 3</u>	2. 5. 4 現場管理費及び一般管理費等の積算 <u>22</u>

ページ	改 正	現 行
	2. 6 派遣費	2. 6 派遣費
	2. 6. 1 派遣費の区分 <u>2 6</u>	2. 6. 1 派遣費の区分 <u>24</u>
	2. 6. 2 派遣費を積算する範囲 <u>2 6</u>	2. 6. 2 派遣費を積算する範囲 <u>24</u>
	2. 6. 3 派遣費の算出 <u>2 6</u>	2. 6. 3 派遣費の算出 <u>24</u>
	第3編 物品製造	第3編 物品製造
	3. 1 適用 <u>2 8</u>	3. 1 適用 <u>26</u>
	3. 2 製作費の構成 <u>2 8</u>	3. 2 製作費の構成 <u>26</u>
	3. 3 製作費の算式 <u>2 8</u>	3. 3 製作費の算式 <u>26</u>
	3. 4 製作費の積算	3. 4 製作費の積算
	3. 4. 1 直接製作費 <u>2 8</u>	3. 4. 1 直接製作費 <u>26</u>
	3. 4. 2 間接製作費 <u>2 9</u>	3. 4. 2 間接製作費 <u>27</u>
	3. 4. 3 一般管理費等 <u>2 9</u>	3. 4. 3 一般管理費等 <u>27</u>
	3. 4. 4 運送費 <u>2 9</u>	3. 4. 4 運送費 <u>27</u>
	第4編 設計等	第4編 設計等
	4. 1 適用 <u>3 1</u>	4. 1 適用 <u>29</u>
	4. 2 業務費の構成 <u>3 1</u>	4. 2 業務費の構成 <u>29</u>
	<u>4. 2. 1 設計・発注者支援業務の業務費の構成 3 1</u>	
	<u>4. 2. 2 調査・基本設計・財産整理の業務費の構成 3 1</u>	
	4. 3 設計	4. 3 設計
	4. 3. 1 業務費の算出 <u>3 2</u>	4. 3. 1 業務費の算出 <u>29</u>
	<u>4. 3. 2 電子成果品作成費 3 2</u>	<u>4. 3. 2 積算に用いる計算の方法 29</u>
	<u>4. 3. 3 旅費交通費 3 2</u>	<u>4. 3. 3 設計の積算 30</u>
	4. 4 調査・ <u>基本設計</u>	4. 4 調査
	4. 4. 1 業務費の算式 <u>3 2</u>	4. 4. 1 業務費の算出 <u>34</u>
	4. 4. 2 積算に用いる計算の方法 <u>3 2</u>	4. 4. 2 積算に用いる計算の方法 <u>34</u>

ページ	改 正	現 行
	4. 4. 3 調査・ <u>基本設計</u> の積算 <u>33</u>	4. 4. 3 調査 <u> </u> の積算 <u>34</u>
	4. 5 財産整理	4. 5 財産整理
	4. 5. 1 業務費の算式 <u>34</u>	4. 5. 1 業務費の算出 <u>35</u>
	4. 5. 2 積算に用いる計算の方法 <u>34</u>	4. 5. 2 積算に用いる計算の方法 <u>36</u>
	4. 5. 3 財産整理の積算 <u>34</u>	4. 5. 3 財産整理の積算 <u>36</u>
	<u>4. 6 発注者支援業務の積算 35</u>	<hr/>

ページ	改 正	現 行
1	<p data-bbox="235 209 436 240">第1編 総 則</p> <p data-bbox="235 304 445 336">1. 1 目 的</p> <p data-bbox="235 352 1167 727">この標準は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）の鉄道施設等の建設に係る電気関係工事（以下「工事」という。）、電気関係の物品等の調達（以下「物品製造」という。）及び工事に関する設計（これに付帯する測量を含む）、調査・<u>基本設計</u>、財産整理（以下「設計等」という。）を請負に付する場合の予定価格の<u>算定の基準</u>となる価格（以下「工事費等」という。）の積算について、積算業務の能率化と予定価格の適正化をはかるために、標準的な処理方法を定めることを目的とする。</p> <p data-bbox="235 791 611 823">1. 2 予定価格と工事費等</p> <p data-bbox="266 839 1155 967">(1) 予定価格とは、競争入札における落札額__又は随意契約における見積__価格の決定にあたり、その基準とするためにあらかじめ定める推定の価格をいう。</p> <p data-bbox="266 983 1137 1015">(2) 工事価格とは、工事の施工に必要となる全ての経費の合計をいう。</p> <p data-bbox="266 1031 1137 1062">(3) 製品価格とは、物品の製造に必要となる全ての経費の合計をいう。</p> <p data-bbox="266 1078 1128 1158">(4) 業務価格とは、設計等の作業に必要となる全ての経費の合計をいう。</p> <p data-bbox="266 1174 1155 1350">(5) 工事費等とは、工事価格に<u>消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」という。）</u>を加えた工事費、製品価格に消費税<u>等</u>相当額を加えた製作費、業務価格に消費税<u>等</u>相当額を加えた業務費をいう。</p>	<p data-bbox="1189 209 1391 240">第1編 総 則</p> <p data-bbox="1189 304 1377 336">1. 1 目 的</p> <p data-bbox="1189 352 2121 727">この標準は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）の鉄道施設等の建設に係る電気関係工事（以下「工事」という。）、電気関係の物品等の調達（以下「物品製造」という。）及び工事に関する設計（これに付帯する測量を含む）、調査_____、財産整理（以下「設計等」という。）を請負に付する場合の予定価格の<u>基礎</u>となる価格（以下「工事費等」という。）の積算について、積算業務の能率化と予定価格の適正化をはかるために、標準的な処理方法を定めることを目的とする。</p> <p data-bbox="1189 791 1556 823">1. 2 予定価格と工事費等</p> <p data-bbox="1220 839 2107 967">(1) 予定価格とは、競争入札における落札額__又は随意契約における見積<u>り</u>価格の決定にあたり、その基準とするためにあらかじめ定める推定の価格をいう。</p> <p data-bbox="1220 983 2085 1015">(2) 工事価格とは、工事の施工に必要となる全ての経費の合計をいう。</p> <p data-bbox="1220 1031 2085 1062">(3) 製品価格とは、物品の製造に必要となる全ての経費の合計をいう。</p> <p data-bbox="1220 1078 2076 1158">(4) 業務価格とは、設計等の作業に必要となる全ての経費の合計をいう。</p> <p data-bbox="1220 1174 2103 1350">(5) 工事費等とは、工事価格に消費税 _____相当額_____を加えた工事費、製品価格に消費税__相当額を加えた製作費、業務価格に消費税__相当額を加えた業務費をいう。</p>

ページ	改 正	現 行
	<p>(6) 予定価格は、工事費等を基準として定める。</p> <p>(7) 工事費は、通常の場合、入札又は見積り時において、標準的な業者が標準的方法で施工するのに要すると推測される費用を、契約内容、設計図書等に基づいて算定するものであるから、その内容は実際の施工とは必ずしも一致するものではない。製作費 <u>及び</u> 業務費についても同様である。</p> <p>1. 3 積算の方法</p> <p>(1) 工事費等の積算にあたっては、必要な精度に見合う範囲で、この標準及び積算要領（本社制定要領並びに <u>地方機関</u> において定めた要領）により、能率的に行なう。</p> <p>(2) 積算の過程は、積算書等に記載し、工事費等の審査並びに契約後の設計変更、請負金額の精算等の処理が可能な程度に、その内容を明らかにする。</p> <p>(3) 工事及び設計等の内容は、別途定める <u>「工事工種体系構成表」</u> を基準に区分する。</p> <p>(4) この標準及び積算要領によれない場合は、別途積算するものとする。この場合、他の積算標準、文献、過去の実績、見積等から、最も妥当と思われる数値を査定し、これにより積算することができる。</p>	<p>(6) 予定価格は、工事費等を基準として定める。</p> <p>(7) 工事費は、通常の場合、入札又は見積り時において、標準的な業者が標準的方法で施工するのに要すると推測される費用を、契約内容、設計図書等に基づいて算定するものであるから、その内容は実際の施工とは必ずしも一致するものではない。製作費、<u>業務費</u> についても同様である。</p> <p>1. 3 積算の方法</p> <p>(1) 工事費等の積算にあたっては、必要な精度に見合う範囲で、この標準及び積算要領（本社制定要領並びに <u>鉄道建設本部各支社等</u> において定めた要領）により、能率的に行なう。</p> <p>(2) 積算の過程は、積算書等に記載し、工事費等の審査並びに契約後の設計変更、請負金額の精算等の処理が可能な程度に、その内容を明らかにする。</p> <p>(3) 工事及び設計等の内容は、別途定める <u>工事工種体系</u> を基準に区分する。</p> <p>(4) この標準及び積算要領によれない場合は、別途積算するものとする。この場合、他の積算標準、文献、過去の実績、見積等から、最も妥当と思われる数値を査定し、これにより積算することができる。</p>

ページ	改正	現行
2	<p>第2編 工事</p> <p>2.1 適用 鉄道施設等の建設に係る電気関係工事の積算に適用する。</p> <p>2.2 工事費の構成 工事費の構成は、次による</p> <div data-bbox="241 702 1120 1005" data-label="Diagram"> </div> <p>注) 共通費 = 間接工事費 + 現場管理費 + 一般管理費等</p>	<p>第2編 工事</p> <p>2.1 適用 鉄道施設等の建設に係る電気関係工事の積算に適用する。</p> <p>2.2 工事費の構成 工事費の構成は、次による。</p> <div data-bbox="1198 702 2072 1005" data-label="Diagram"> </div> <p>注) 共通費 = 間接工事費 + 現場管理費 + 一般管理費等</p>

ページ	改 正	現 行
3	<p>2. 3 工事費の算定</p> <p>(1) 当初</p> <p>工 事 価 格 = 直接工事費 + 共通費</p> <p>工 事 費 = 工 事 価 格 + 消費税<u>等</u>相当額</p> <p>(2) 設計変更</p> <p>ア 工事における設計変更の工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、原則として「当初請負代金額から消費税<u>等</u>相当額を減じた額／当初予定価格<u>下調</u>書記載の工事価格」の比率を乗じ、さらに消費税<u>等</u>相当額を加える。ただし以下の場合の費用には、「当初請負代金額から消費税<u>等</u>相当額を減じた額／当初予定価格<u>下調</u>書記載の工事価格」を乗じない。</p> <p>(ア) 新たな工事の追加</p> <p>現に施工中の工事と一体で施工することが不可欠な場合において、設計図書で明示していない施工条件について受注者が予期することのできない特別な状態が生じ、以下の a から e の新たな種類の工事を追加する場合の費用。</p> <p>a とりこわし（地下埋設物及び埋設配管に限る）</p> <p>b 地盤改良</p> <p>c 土壌汚染処理</p> <p>d アスベスト含有吹付材及び保温材等の処理</p> <p>e 上記 a から d に伴う発生材処理</p> <p>イ (ア)の新たな追加の工事に関して、当該追加の工事に係る設計変更における工事費は、当該変更に係る直接工事費を積算し、これに当該変更に係る共通費を加えて得た額に、<u>「</u>当該追加の工事が</p>	<p>2. 3 工事費の算定</p> <p>(1) 当初</p> <p>工 事 価 格 = 直接工事費 + 共通費</p> <p>工 事 費 = 工 事 価 格 + 消費税<u> </u>相当額</p> <p>(2) 設計変更</p> <p>ア 工事における設計変更の工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、原則として「当初請負代金額から消費税<u> </u>相当額を減じた額／当初予定価格<u>内訳</u>書記載の工事価格」の比率を乗じ、さらに消費税<u> </u>相当額を加える。ただし以下の場合の費用には、「当初請負代金額から消費税<u> </u>相当額を減じた額／当初予定価格<u>内訳</u>書記載の工事価格」を乗じない。</p> <p>(ア) 新たな工事の追加</p> <p>現に施工中の工事と一体で施工することが不可欠な場合において、設計図書で明示していない施工条件について受注者が予期することのできない特別な状態が生じ、以下の a から e の新たな種類の工事を追加する場合の費用。</p> <p>a とりこわし（地下埋設物及び埋設配管に限る）</p> <p>b 地盤改良</p> <p>c 土壌汚染処理</p> <p>d アスベスト含有吹付材及び保温材等の処理</p> <p>e 上記 a から d に伴う発生材処理</p> <p>イ (ア)の新たな追加の工事に関して、当該追加の工事に係る設計変更における工事費は、当該変更に係る直接工事費を積算し、これに当該変更に係る共通費を加えて得た額に、<u> </u>当該追加の工事が</p>

ページ	改正	現 行
4	<p>新たに追加された際の請負代金の変更額から消費税等<u>相当額</u>を減じた額／当該変更契約時の<u>予定価格下調</u>書記載の工事価格<u>_____</u>」の比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。</p> <p>2. 4 直接工事費の積算</p> <p>2. 4. 1 数量積算基準</p> <p>設計図書に基づき、統一かつ効率的に行うための標準的な数量の基準は次による。</p> <p>(1) 数量は、設計数量とし設計図書に明記されている工事材料（機器、材料等）の台数、個数、組数、設計図面を計測し算出した配管・配線等の長さの正味数量とする。</p> <p><u>(2) 計測における寸法の単位は、原則としてmとする。</u></p> <p><u>(3) 長さ、面積、体積及び質量の単位は、原則としてm、m^2、m^3、kg及びtとし、機器の単位は、基、面、台、個、組等とする。</u>ただし、少量の改修が点在する場合の数量は、箇所等の単位とすることができる。</p> <p><u>(4) 計測・計算の有効数値は、原則として次による。</u></p> <p>① 端数の処理は、四捨五入とする。</p> <p>② 長さは、小数点<u>以下</u>第1位とする。</p> <p>③ 面積、体積及び質量は、小数点<u>以下</u>第2位とする。</p> <p>④ 電子データの数値については、<u>計測・計算過程において、</u>その数値を活用してもよい。</p> <p><u>(5) 工事等数量総括表の_____数量は、原則として小数点以下第1位を四捨五入し、整数とする。</u></p> <p><u>(6) 別に定められた基準数量又は基準となる率を使用する場合における</u></p>	<p>新たに追加された際の請負代金の変更額から消費税等<u>総合額</u>を減じた額を当該変更契約時の<u>工事費内訳</u>書記載の工事価格<u>で除した</u>比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。</p> <p>2. 4 直接工事費の積算</p> <p>2. 4. 1 数量積算基準</p> <p>設計図書に基づき、統一かつ効率的に行うための標準的な数量の基準は次による。</p> <p>(1) 数量は、設計数量とし設計図書に明記されている工事材料（機器、材料等）の台数、個数、組数、設計図面を計測し算出した配管・配線等の長さの正味数量とする。</p> <p><u>(2) 計測・計算の単位は、原則としてm、m_2、m_3、kg及びtとするほか、適切な単位_____とする。</u>ただし、少量の改修が点在する場合の数量は、箇所等の単位とすることができる。</p> <p><u>(3) 計測・計算の有効数値は、原則として次による。</u>①端数の処理は、四捨五入とする。②長さは、小数点第1位とする。</p> <p>①端数の処理は、四捨五入とする。</p> <p>②長さは、小数点_____第1位とする。</p> <p>③面積、体積及び質量は、小数点_____第2位とする。</p> <p>④電子データの数値については、_____その数値を活用してもよい。</p> <p><u>(4) 工事等数量総括表の<u>単価に対応する</u>数量は、原則として小数点以下第1位を四捨五入し、整数とする。</u></p> <p><u>(5) 別に定められた基準数量又は基準となる率を使用する場合におけ</u></p>

ページ	改 正	現 行
	<p>有効数字の小数位は、<u>(4)</u>にかかわらず定められた値をそのまま用いる。</p> <p>2. 4. 2 労務費</p> <p>労務費は、工事の施工上、必要とする労務の費用とし、次による。</p> <p>(1) 直接労務費</p> <p>直接労務費は、直接工事に要する労務の費用とし、次式により算出する。ただし、派遣費を必要とする場合は、「2. 6 派遣費」による。</p> <p>直接労務費＝工事数量×標準歩掛×統合乗率係数×歩掛単価</p> <p>ア 工事数量</p> <p>工事数量は、原則として「工事工種体系<u>構成表</u>」に定める区分に基づいて、工事等数量総括表に記載した数量をいう。</p> <p>イ 標準歩掛</p> <p>標準歩掛は、「電気関係工事標準歩掛積算要領」による。</p> <p>ウ 統合乗率係数</p> <p>統合乗率係数は、標準歩掛に対する歩掛補正の乗率及び割増賃金の手当率を統合した係数であって、次式により算出する。</p> <p>統合乗率係数 ＝ (1 + Σ歩掛補正の乗率) (1 + Σ割増賃金の手当率)</p> <p>エ 歩掛単価</p> <p>歩掛単価は、次式により算出する。</p> <p>歩掛単価 ＝ 労務単価 × 労務単価加算係数</p> <p>(注) 専門業種及び地域が2以上にわたる工事の歩掛単価の適用は、工事内容の最も多い業種及び地域のものとする。</p>	<p>有効数字の小数位は、<u>(3)</u>にかかわらず定められた値をそのまま用いる。</p> <p>2. 4. 2 労務費</p> <p>労務費は、工事の施工上、必要とする労務の費用とし、次による。</p> <p>(1) 直接労務費</p> <p>直接労務費は、直接工事に要する労務の費用とし、次式により算出する。ただし、派遣費を必要とする場合は、「2. 6 派遣費」による。</p> <p>直接労務費＝工事数量×標準歩掛×統合乗率係数×歩掛単価</p> <p>ア 工事数量</p> <p>工事数量は、原則として「工事工種体系<u> </u>」に定める区分に基づいて、工事等数量総括表に記載した数量をいう。</p> <p>イ 標準歩掛</p> <p>標準歩掛は、「電気関係工事標準歩掛積算要領」による。</p> <p>ウ 統合乗率係数</p> <p>統合乗率係数は、標準歩掛に対する歩掛補正の乗率及び割増賃金の手当率を統合した係数であって、次式により算出する。</p> <p>統合乗率係数 ＝ (1 + Σ歩掛補正の乗率) (1 + Σ割増賃金の手当率)</p> <p>エ 歩掛単価</p> <p>歩掛単価は、次式により算出する。</p> <p>歩掛単価＝労務単価×労務単価加算係数</p> <p>(注) 専門業種及び地域が2以上にわたる工事の歩掛単価の適用は、工事内容の最も多い業種及び地域のものとする。</p>

ページ	改 正	現 行
5	<p>(ア) 労務単価 労務単価は次式により出するものとする。</p> $\text{労務単価} = \frac{\sum(\text{職種係数} \times \text{職種別の基準賃金})}{\text{職種統合比率}}$ <p>a 職種別の基準賃金 職種別の基準賃金は、各官公庁において用いる労務賃金を参考とし、工事現場の実情に即したものを使用する。</p> <p>(注1) 1人工の賃金は、1日につき休憩時間を除く労働時間8時間に対する日給額とする。</p> <p>(注2) 「官公庁において用いる労務賃金」とは、農林水産省、国土交通省が決定する公共工事設計労務単価とする。</p> <p>ただし、この賃金の構成内容には、割増賃金の対象とすべきでないもの（実物給与、賞与、臨時給与等）を含んでいるので、積算に当っては、割増賃金対象と対象外に分割して、積算する必要が生ずるので、積算簡素化のため、あらかじめこの賃金より割増対象となる賃金を減額し、割増の有無にかかわらず適用する。</p> <p>b 職種係数 職種係数は、専門分野（<u>電気工事設計等標準仕様書（平成16年3月機構規程第208号）1.2用語の定義で定められた電車線路設備、変電設備、電灯電力設備、信号設備及び通信設備を言う。以下同じ</u>）別の作業員の職種構成を示す数値で、次の表のとおりとする。</p>	<p>(ア) 労務単価 労務単価は、次式により算出するものとする。</p> $\text{労務単価} = \frac{\sum(\text{職種係数} \times \text{職種別の基準賃金})}{\text{職種統合比率}}$ <p>a 職種別の基準賃金 職種別の基準賃金は、各官公庁において用いる労務賃金を参考とし、工事現場の実情に即したものを使用する。</p> <p>(注1) 1人工の賃金は、1日につき休憩時間を除く労働時間8時間に対する日給額とする。</p> <p>(注2) 「官公庁において用いる労務賃金」とは、農林水産省、国土交通省が決定する公共工事設計労務単価とする。</p> <p>ただし、この賃金の構成内容には、割増賃金の対象とすべきでないもの（実物給与、賞与、臨時給与等）を含んでいるので、積算に当っては、割増賃金対象と対象外に分割して、積算する必要が生ずるので、積算簡素化のため、あらかじめこの賃金より割増対象となる賃金を減額し、割増の有無にかかわらず適用する。</p> <p>b 職種係数 職種係数は、専門業種別の作業員の職種構成を示す数値で、次の表のとおりとする。</p>

改 正

現 行

職種別 \ 専門分野	電車線路、変電、電灯電力設備	信号、通信設備
特 電 工	0.0989	0.0158
電 工 A	0.2200	0.3942
電 工 B	0.2144	0.1402
普通作業員	0.3739	0.3892
特殊作業員	0.0330	0.0151
型わく工	0.0218	0.0169
石 工	0.0115	0.0095
塗 装 工	0.0132	0.0035
溶 接 工	0.0006	0.0001
配 管 工	0.0081	0.0152
左 官	0.0006	0.0002
機 械 工	0.0031	
鉄 筋 工	0.0009	
板 金 工		0.0001

職種別 \ 専門業種	電力機器	電力線路	情報制御設備
特 電 工	0.0989		0.0158
電 工 A	0.2200		0.3942
電 工 B	0.2144		0.1402
普通作業員	0.3739		0.3892
特殊作業員	0.0330		0.0151
型わく工	0.0218		0.0169
石 工	0.0115		0.0095
塗 装 工	0.0132		0.0035
溶 接 工	0.0006		0.0001
配 管 工	0.0081		0.0152
左 官	0.0006		0.0002
機 械 工	0.0031		
鉄 筋 工	0.0009		
板 金 工			0.0001

6

c 統合比率

統合比率は、職種別全国平均賃金をもとに、電工Aを1とした場合の各職種の賃金比率をいい、その数値は、次の表のとおりとする。

c 統合比率

統合比率は、職種別全国平均賃金をもとに、電工Aを1とした場合の各職種の賃金比率をいい、その数値は、次の表のとおりとする。

改正

職種名	統合比率	職種名	統合比率
特電工	1.20	塗装工	0.76
電工 A	1.00	溶接工	0.69
電工 B	0.80	配管工	0.68
普通作業員	0.58	左官	0.87
特殊作業員	0.73	機械工	0.82
型わく工	0.82	鉄筋工	0.80
石工	0.99	板金工	0.73

d 職種統合比率

職種統合比率は、職種係数と統合比率から労務単価を算出するための係数で、 $[\Sigma(\text{職種係数} \times \text{統合比率})]$ で求められ、その数値は、次の表のとおりとする。

数 値	職種統合比率
専門分野	
電車線路、変電、電灯電力設備	0.8002
信号、通信設備	0.7987

(イ) 労務単価加算係数

労務単価加算係数は、積算上、必ず計算される役付手当を歩掛単価に含めるための係数 $[(1 + \text{統合役付手当率})]$ であり、その数値は、次の表のとおりとする。

現 行

職種名	統合比率	職種名	統合比率
特電工	1.20	塗装工	0.76
電工 A	1.00	溶接工	0.69
電工 B	0.80	配管工	0.68
普通作業員	0.58	左官	0.87
特殊作業員	0.73	機械工	0.82
型わく工	0.82	鉄筋工	0.80
石工	0.99	板金工	0.73

d 職種統合比率

職種統合比率は、職種係数と統合比率から労務単価を算出するための係数で、 $[\Sigma(\text{職種係数} \times \text{統合比率})]$ で求められ、その数値は、次の表のとおりとする。

数 値	職種統合比率
専門業種別	
電力機器	0.8002
電力線路	
情報制御設備	0.7987

(イ) 労務単価加算係数

労務単価加算係数は、積算上、必ず計算される役付手当を歩掛単価に含めるための係数 $[(1 + \text{統合役付手当率})]$ であり、その数値は、次の表のとおりとする。

ページ	改 正		現 行																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="224 201 689 304">専門分野</th> <th data-bbox="689 201 1137 304">数 値</th> <th data-bbox="1137 201 1641 304">労務単価加算係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="224 304 689 400"><u>電車線路、変電、電灯電力設備</u></td> <td data-bbox="689 304 1137 400">1.0263</td> <td data-bbox="1137 304 1641 400"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="224 400 689 456"><u>信号、通信設備</u></td> <td data-bbox="689 400 1137 456">1.0263</td> <td data-bbox="1137 400 1641 456"></td> </tr> </tbody> </table>	専門分野	数 値	労務単価加算係数	<u>電車線路、変電、電灯電力設備</u>	1.0263		<u>信号、通信設備</u>	1.0263			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1176 201 1641 304">専門業種別</th> <th data-bbox="1641 201 2134 304">数 値</th> <th data-bbox="2134 201 2134 304">労務単価加算係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1176 304 1641 352"><u>電 力 機 器</u></td> <td data-bbox="1641 304 2134 352"></td> <td data-bbox="2134 304 2134 352" rowspan="2">1.0263</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 352 1641 400"><u>電 力 線 路</u></td> <td data-bbox="1641 352 2134 400"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 400 1641 456"><u>情報制御設備</u></td> <td data-bbox="1641 400 2134 456"></td> <td data-bbox="2134 400 2134 456">1.0263</td> </tr> </tbody> </table>	専門業種別	数 値	労務単価加算係数	<u>電 力 機 器</u>		1.0263	<u>電 力 線 路</u>		<u>情報制御設備</u>		1.0263	
専門分野	数 値	労務単価加算係数																						
<u>電車線路、変電、電灯電力設備</u>	1.0263																							
<u>信号、通信設備</u>	1.0263																							
専門業種別	数 値	労務単価加算係数																						
<u>電 力 機 器</u>		1.0263																						
<u>電 力 線 路</u>																								
<u>情報制御設備</u>		1.0263																						
	<p>(注1) 統合役付手当率とは、「2. 4. 2 (1)カ割増賃金(ウ)役付手当」の数値をいう。</p>		<p>(注1) 統合役付手当率とは、「2. 4. 2 (1)カ割増賃金(ウ)役付手当」の数値をいう。</p>																					

ページ	改正	現 行																																																						
7	<p>オ 歩掛補正</p> <p>歩掛補正は、作業の能率低下を補正するもので、次による。</p> <p>(7) 線区乗率</p> <p>線区乗率は、運転頻度、列車見張り、事故防止専任者及び工事用列車防護装置（可搬形）の各乗率を統合したものであって、営業線における列車又は車両の運転中に行う作業で、作業が中断される等のための能率低下を補正するものである。</p> <p>この乗率値は、当該線区の鉄道事業者の定めた乗率によることを基準とし、これによれない場合は類似の線区を参考とする。</p> <p>(イ) 停電又は閉鎖乗率</p> <p>停電又は閉鎖乗率は、停電又は閉鎖時間内に行う作業間合前後の点検、打合せ及び手待ちに要する能率低下並びに駅側等と打合せを行いながら、列車間合において行う作業の手待ち及び手戻り等に要する能率低下を補正するもので、この乗率値は、次の表によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="235 1023 1149 1422"> <thead> <tr> <th rowspan="2">率 名 停電又は 閉鎖時間 作業種別</th> <th colspan="5">停電又は閉鎖乗率 (%)</th> </tr> <tr> <th>45分 まで</th> <th>1時間 まで</th> <th>2時間 まで</th> <th>3時間 まで</th> <th>3時間をこえ 6時間まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流停電作業 (直流 1500V)</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>30</td> <td rowspan="2">20</td> <td rowspan="2">10</td> </tr> <tr> <td>交流停電作業 (特高及び高圧)</td> <td>80</td> <td>50</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>線路閉鎖作業</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	率 名 停電又は 閉鎖時間 作業種別	停電又は閉鎖乗率 (%)					45分 まで	1時間 まで	2時間 まで	3時間 まで	3時間をこえ 6時間まで	直流停電作業 (直流 1500V)	50	40	30	20	10	交流停電作業 (特高及び高圧)	80	50	40	線路閉鎖作業	50	40	30			<p>オ 歩掛補正</p> <p>歩掛補正は、作業の能率低下を補正するもので、次による。</p> <p>(7) 線区乗率</p> <p>線区乗率は、運転ひん度、列車見張り、事故防止専任者及び工事用列車防護装置（可搬形）の各乗率を統合したものであって、営業線における列車又は車両の運転中に行う作業で、作業が中断される等のための能率低下を補正するものである。</p> <p>この乗率値は、当該線区の鉄道事業者の定めた乗率によることを基準とし、これによれない場合は類似の線区を参考とする。</p> <p>(イ) 停電又は閉さ乗率</p> <p>停電又は閉さ乗率は、停電又は閉さ時間内に行う作業間合前後の点検、打合せ及び手待ちに要する能率低下並びに駅側等と打合せを行いながら、列車間合において行う作業の手待ち及び手戻り等に要する能率低下を補正するもので、この乗率値は、次の表によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1187 1023 2112 1422"> <thead> <tr> <th rowspan="2">率 名 停電又は 閉さ時間 作業種別</th> <th colspan="5">停電又は閉さ乗率 (%)</th> </tr> <tr> <th>45分 まで</th> <th>1時間 まで</th> <th>2時間 まで</th> <th>3時間 まで</th> <th>3時間をこえ 6時間まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流停電作業 (直流 1500V)</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>30</td> <td rowspan="2">20</td> <td rowspan="2">10</td> </tr> <tr> <td>交流停電作業 (特高及び高圧)</td> <td>80</td> <td>50</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>線路閉さ作業</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	率 名 停電又は 閉さ時間 作業種別	停電又は閉さ乗率 (%)					45分 まで	1時間 まで	2時間 まで	3時間 まで	3時間をこえ 6時間まで	直流停電作業 (直流 1500V)	50	40	30	20	10	交流停電作業 (特高及び高圧)	80	50	40	線路閉さ作業	50	40	30		
率 名 停電又は 閉鎖時間 作業種別	停電又は閉鎖乗率 (%)																																																							
	45分 まで	1時間 まで	2時間 まで	3時間 まで	3時間をこえ 6時間まで																																																			
直流停電作業 (直流 1500V)	50	40	30	20	10																																																			
交流停電作業 (特高及び高圧)	80	50	40																																																					
線路閉鎖作業	50	40	30																																																					
率 名 停電又は 閉さ時間 作業種別	停電又は閉さ乗率 (%)																																																							
	45分 まで	1時間 まで	2時間 まで	3時間 まで	3時間をこえ 6時間まで																																																			
直流停電作業 (直流 1500V)	50	40	30	20	10																																																			
交流停電作業 (特高及び高圧)	80	50	40																																																					
線路閉さ作業	50	40	30																																																					

ページ	改 正	現 行
8	<p>(注1) 運転に直接関係ある通信回線の切換作業及び信号設備で装置の停止間合中における作業は、表の線路閉鎖作業の乗率を準用する。</p> <p>(注2) 実働8時間において、停電又は閉鎖間合が2回以上ある場合は、これらの合計時間を対象時間とするのではなく、個々の停電又は閉さ時間を対象とした乗率値を適用する。</p> <p>(注3) 停電作業と閉鎖作業が競合する場合は、停電作業の乗率値を適用するものとする。</p> <p>(注4) 駅側等と打合せを行いながら、列車間合において行う作業にも適用できるものとし、その適用は次による。</p> <p>(1) 列車の運転に影響を及ぼす装置を改良する作業等で、正規の列車運転、又は駅側等の入れ換え作業を妨げることなく、作業を行う場合に適用する。</p> <p>(2) 電車区間等で、終電から初電までの間に行う作業で、他に列車等がなく連続作業ができる場合は、適用しない。</p> <p>(3) 停電又は閉鎖時間内に行う作業には、適用しない。</p> <p>(4) 乗率値は、線路閉鎖作業の3時間をこえ6時間までの率値を準用する。</p>	<p>(注1) 運転に直接関係ある通信回線の切換作業及び信号設備で装置の停止間合中における作業は、表の線路閉さ作業の乗率を準用する。</p> <p>(注2) 実働8時間において、停電又は閉さ間合が2回以上ある場合は、これらの合計時間を対象時間とするのではなく、個々の停電又は閉さ時間を対象とした乗率値を適用する。</p> <p>(注3) 停電作業と閉さ作業が競合する場合は、停電作業の乗率値を適用するものとする。</p> <p>(注4) 駅側等と打合せを行いながら、列車間合において行う作業にも適用できるものとし、その適用は次による。</p> <p>(1) 列車の運転に影響を及ぼす装置を改良する作業等で、正規の列車運転、又は駅側等の入れ換え作業を妨げることなく、作業を行う場合に適用する。</p> <p>(2) 電車区間等で、終電から初電までの間に行う作業で、他に列車等がなく連続作業ができる場合は、適用しない。</p> <p>(3) 停電又は閉さ時間内に行う作業には、適用しない。</p> <p>(4) 乗率値は、線路閉さ作業の3時間をこえ6時間までの率値を準用する。</p>

ページ	改正	現 行												
	<p>(ウ) 高圧の活線又は近接乗率</p> <p>高圧の活線又は近接乗率は、高圧線等の活線作業又はこれに近接して行う作業の能率低下を補正するもので、この乗率値は、次の表によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="280 395 1120 1177"> <thead> <tr> <th data-bbox="280 395 887 496">作業種別</th> <th data-bbox="887 395 1120 496">率 名 高圧の活線又は 近接乗率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="280 496 887 1031"> 1. DC1500V活線作業 (対接地距離1m以内で行う作業に限る。) 2. AC20～30kV活線作業 (対接地距離2m以内で行う作業に限る。) 3. 次の各号に掲げる距離以内の活線又は加圧機器等に近接して行う作業。 (1) 140 kV以上 4m (2) 60 kV以上 3m (3) 7 kV以上 2m (4) 600V以上 1m (5) DC1500V 1m </td> <td data-bbox="887 496 1120 1031">40</td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 1031 887 1177">活線又は加圧機器等の間に保護網、保護さく等 があって、保護網等を経由して活線又は加圧機器までの距離が前3項の距離以内にある場合</td> <td data-bbox="887 1031 1120 1177">10</td> </tr> </tbody> </table>	作業種別	率 名 高圧の活線又は 近接乗率 (%)	1. DC1500V活線作業 (対接地距離1m以内で行う作業に限る。) 2. AC20～30kV活線作業 (対接地距離2m以内で行う作業に限る。) 3. 次の各号に掲げる距離以内の活線又は加圧機器等に近接して行う作業。 (1) 140 kV以上 4m (2) 60 kV以上 3m (3) 7 kV以上 2m (4) 600V以上 1m (5) DC1500V 1m	40	活線又は加圧機器等の間に保護網、保護さく等 があって、保護網等を経由して活線又は加圧機器までの距離が前3項の距離以内にある場合	10	<p>(ウ) 高圧の活線又は近接乗率</p> <p>高圧の活線又は近接乗率は、高圧線等の活線作業又はこれに近接して行う作業の能率低下を補正するもので、この乗率値は、次の表によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1232 395 2072 1177"> <thead> <tr> <th data-bbox="1232 395 1839 496">作業種別</th> <th data-bbox="1839 395 2072 496">率 名 高圧の活線又は 近接乗率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1232 496 1839 1031"> 1. DC1500V活線作業 (対接地距離1m以内で行う作業に限る。) 2. AC20～30kV活線作業 (対接地距離2m以内で行う作業に限る。) 3. 次の各号に掲げる距離以内の活線又は加圧機器等に近接して行う作業。 (1) 140 kV以上 4m (2) 60 kV以上 3m (3) 7 kV以上 2m (4) 600V以上 1m (5) DC1500V 1m </td> <td data-bbox="1839 496 2072 1031">40</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1232 1031 1839 1177">活線又は加圧機器等の間に保護網、保護さく等 があって、保護網等を経由して活線又は加圧機器までの距離が前3項の距離以内にある場合</td> <td data-bbox="1839 1031 2072 1177">10</td> </tr> </tbody> </table>	作業種別	率 名 高圧の活線又は 近接乗率 (%)	1. DC1500V活線作業 (対接地距離1m以内で行う作業に限る。) 2. AC20～30kV活線作業 (対接地距離2m以内で行う作業に限る。) 3. 次の各号に掲げる距離以内の活線又は加圧機器等に近接して行う作業。 (1) 140 kV以上 4m (2) 60 kV以上 3m (3) 7 kV以上 2m (4) 600V以上 1m (5) DC1500V 1m	40	活線又は加圧機器等の間に保護網、保護さく等 があって、保護網等を経由して活線又は加圧機器までの距離が前3項の距離以内にある場合	10
作業種別	率 名 高圧の活線又は 近接乗率 (%)													
1. DC1500V活線作業 (対接地距離1m以内で行う作業に限る。) 2. AC20～30kV活線作業 (対接地距離2m以内で行う作業に限る。) 3. 次の各号に掲げる距離以内の活線又は加圧機器等に近接して行う作業。 (1) 140 kV以上 4m (2) 60 kV以上 3m (3) 7 kV以上 2m (4) 600V以上 1m (5) DC1500V 1m	40													
活線又は加圧機器等の間に保護網、保護さく等 があって、保護網等を経由して活線又は加圧機器までの距離が前3項の距離以内にある場合	10													
作業種別	率 名 高圧の活線又は 近接乗率 (%)													
1. DC1500V活線作業 (対接地距離1m以内で行う作業に限る。) 2. AC20～30kV活線作業 (対接地距離2m以内で行う作業に限る。) 3. 次の各号に掲げる距離以内の活線又は加圧機器等に近接して行う作業。 (1) 140 kV以上 4m (2) 60 kV以上 3m (3) 7 kV以上 2m (4) 600V以上 1m (5) DC1500V 1m	40													
活線又は加圧機器等の間に保護網、保護さく等 があって、保護網等を経由して活線又は加圧機器までの距離が前3項の距離以内にある場合	10													

ページ	改 正	現 行																								
9	<p>(エ) 冬期寒冷地乗率 冬期寒冷地乗率は、冬期寒冷地における屋外作業で、寒冷と降積雪等の作業環境による作業能率の低下が工程上特に著しいと判断される場合、作業別ごとに補正するものである。 この乗率値は、当該線区の鉄道事業者の定めた乗率によることを基準とし、これによれない場合は類似の線区を参考とする。</p> <p>(オ) 関連工事乗率 関連工事乗率は、土木、軌道、建築工事に関連する工事で、競合による手待ち、打合せ等のため、作業能率が特に著しく低下するのを補正するもので、この乗率値は、次の表によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="280 783 1120 1034"> <thead> <tr> <th data-bbox="280 783 698 884">関連種別</th> <th data-bbox="698 783 772 884">率 名</th> <th data-bbox="772 783 1120 884">関連工事乗率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="280 884 698 935">建</td> <td data-bbox="698 884 772 935">築</td> <td data-bbox="772 884 1120 935">20</td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 935 698 986">土</td> <td data-bbox="698 935 772 986">木</td> <td data-bbox="772 935 1120 986">10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 986 698 1034">軌</td> <td data-bbox="698 986 772 1034">道</td> <td data-bbox="772 986 1120 1034">10</td> </tr> </tbody> </table> <p>(カ) 夜間作業乗率 夜間作業乗率は、昼間に比べて疲労度が大きく、かつ、照明が不十分であるために、能率が低下するのを補正するもので、この乗率値は、次の表によるものとする。</p>	関連種別	率 名	関連工事乗率 (%)	建	築	20	土	木	10	軌	道	10	<p>(エ) 冬期寒冷地乗率 冬期寒冷地乗率は、冬期寒冷地における屋外作業で、寒冷と降積雪等の作業環境による作業能率の低下が工程上特に著しいと判断される場合、作業別ごとに補正するものである。 この乗率値は、当該線区の鉄道事業者の定めた乗率によることを基準とし、これによれない場合は類似の線区を参考とする。</p> <p>(オ) 関連工事乗率 関連工事乗率は、土木、軌道、建築工事に関連する工事で、競合による手待ち、打合せ等のため、作業能率が特に著しく低下するのを補正するもので、この乗率値は、次の表によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1232 783 2072 1034"> <thead> <tr> <th data-bbox="1232 783 1650 884">関連種別</th> <th data-bbox="1650 783 1724 884">率 名</th> <th data-bbox="1724 783 2072 884">関連工事乗率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1232 884 1650 935">建</td> <td data-bbox="1650 884 1724 935">築</td> <td data-bbox="1724 884 2072 935">20</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1232 935 1650 986">土</td> <td data-bbox="1650 935 1724 986">木</td> <td data-bbox="1724 935 2072 986">10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1232 986 1650 1034">軌</td> <td data-bbox="1650 986 1724 1034">道</td> <td data-bbox="1724 986 2072 1034">10</td> </tr> </tbody> </table> <p>(カ) 夜間作業乗率 夜間作業乗率は、昼間に比べて疲労度が大きく、かつ、照明が不十分であるために、能率が低下するのを補正するもので、この乗率値は、次の表によるものとする。</p>	関連種別	率 名	関連工事乗率 (%)	建	築	20	土	木	10	軌	道	10
関連種別	率 名	関連工事乗率 (%)																								
建	築	20																								
土	木	10																								
軌	道	10																								
関連種別	率 名	関連工事乗率 (%)																								
建	築	20																								
土	木	10																								
軌	道	10																								

ページ	改正	現行												
10	<table border="1" data-bbox="280 204 1120 406"> <thead> <tr> <th data-bbox="286 209 698 304">作業種別</th> <th data-bbox="698 209 1120 304">率名 夜間作業乗率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="286 304 698 352">屋外作業</td> <td data-bbox="698 304 1120 352">20</td> </tr> <tr> <td data-bbox="286 352 698 400">屋内作業</td> <td data-bbox="698 352 1120 400">10</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="253 416 1160 496">(注1) 夜間とは、夏期と冬期で、また、地域によって時間が異なるが、おおむね19時から翌朝5時までとする。</p> <p data-bbox="253 512 741 544">(注2) この乗率の適用は、次による。</p> <p data-bbox="360 560 1160 687">(1) ホーム上家内は、屋外作業の率を適用する。ただし、既設照明設備により照明が得られる場合には、屋内作業の率を適用する。</p> <p data-bbox="360 703 976 735">(2) トンネル内の作業は、この乗率を適用しない。</p> <p data-bbox="331 799 573 831">(キ) 作業地点乗率</p> <p data-bbox="371 847 1160 975">作業地点乗率は、長大トンネル等で、作業場所に到達するための往復時間(1時間をこえる時間)に対する能率低下を補正するもので、この乗率値は、次式により算出する。</p> $\text{作業地点乗率} = \frac{t}{8 - t} \times 100 (\%)$ <p data-bbox="371 1094 1032 1126">t: 往復に要する時間で、1時間をこえる部分の時間</p> <p data-bbox="371 1190 1160 1414">(注1) 長大トンネル及び山間へき地で、自動車の進入が不可能な地点からの往復の徒歩時間(1時間をこえる部分の時間)に適用する。ただし、トンネルの途中で横穴等の出入口があり、その地点までの自動車の進入が可能な場合は、その地点からとする。</p>	作業種別	率名 夜間作業乗率 (%)	屋外作業	20	屋内作業	10	<table border="1" data-bbox="1232 204 2072 406"> <thead> <tr> <th data-bbox="1238 209 1650 304">作業種別</th> <th data-bbox="1650 209 2072 304">率名 夜間作業乗率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1238 304 1650 352">屋外作業</td> <td data-bbox="1650 304 2072 352">20</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1238 352 1650 400">屋内作業</td> <td data-bbox="1650 352 2072 400">10</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1205 416 2112 496">(注1) 夜間とは、夏期と冬期で、また、地域によって時間が異なるが、おおむね19時から翌朝5時までとする。</p> <p data-bbox="1205 512 1693 544">(注2) この乗率の適用は、次による。</p> <p data-bbox="1312 560 2112 687">(1) ホーム上家内は、屋外作業の率を適用する。ただし、既設照明設備により照明が得られる場合には、屋内作業の率を適用する。</p> <p data-bbox="1312 703 1944 735">(2) トンネル内の作業は、この乗率を適用しない。</p> <p data-bbox="1283 799 1525 831">(キ) 作業地点乗率</p> <p data-bbox="1323 847 2112 975">作業地点乗率は、長大トンネル等で、作業場所に到達するための往復時間(1時間をこえる時間)に対する能率低下を補正するもので、この乗率値は、次式により算出する。</p> $\text{作業地点乗率} = \frac{t}{8 - t} \times 100 (\%)$ <p data-bbox="1323 1094 1984 1126">t: 往復に要する時間で、1時間をこえる部分の時間</p> <p data-bbox="1323 1190 2112 1414">(注1) 長大トンネル及び山間へき地で、自動車の進入が不可能な地点からの往復の徒歩時間(1時間をこえる部分の時間)に適用する。ただし、トンネルの途中で横穴等の出入口があり、その地点までの自動車の進入が可能な場合は、その地点からとする。</p>	作業種別	率名 夜間作業乗率 (%)	屋外作業	20	屋内作業	10
	作業種別	率名 夜間作業乗率 (%)												
屋外作業	20													
屋内作業	10													
作業種別	率名 夜間作業乗率 (%)													
屋外作業	20													
屋内作業	10													

ページ	改 正	現 行																								
	<p>(注2) 長大トンネル内で、夜間特殊作業手当を適用した場合は、この乗率は、適用しない。</p> <p>(ク) トンネル内作業乗率</p> <p>トンネル内作業乗率は、昼間でもトンネル内は照明が不十分で暗く、夜間は疲労度が大きい等により、能率が低下するのを補正するもので、この乗率値は、次の表によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="275 590 1122 791"> <thead> <tr> <th data-bbox="275 590 701 691">作業種別 \ 率 名</th> <th data-bbox="701 590 1122 691">トンネル内作業乗率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="275 691 701 738">昼 間</td> <td data-bbox="701 691 1122 738">10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="275 738 701 791">夜 間</td> <td data-bbox="701 738 1122 791">20</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 夜間作業乗率と併用しない。</p> <p>(ケ) 高所作業乗率</p> <p>高所作業乗率は、作業を行う場所が高所で、転落の危険があるために能率が低下するのを補正するもので、この乗率値は、次の表によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="291 1082 1106 1283"> <thead> <tr> <th data-bbox="291 1082 714 1182">作業種別 \ 率 名</th> <th data-bbox="714 1082 1106 1182">高所作業乗率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="291 1182 714 1230">地上10m以上の箇所で行う作業</td> <td data-bbox="714 1182 1106 1230">10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="291 1230 714 1283">地上20m以上の箇所で行う作業</td> <td data-bbox="714 1230 1106 1283">20</td> </tr> </tbody> </table>	作業種別 \ 率 名	トンネル内作業乗率 (%)	昼 間	10	夜 間	20	作業種別 \ 率 名	高所作業乗率 (%)	地上10m以上の箇所で行う作業	10	地上20m以上の箇所で行う作業	20	<p>(注2) 長大トンネル内で、夜間特殊作業手当を適用した場合は、この乗率は、適用しない。</p> <p>(ク) トンネル内作業乗率</p> <p>トンネル内作業乗率は、昼間でもトンネル内は照明が不十分で暗く、夜間は疲労度が大きい等により、能率が低下するのを補正するもので、この乗率値は、次の表によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1227 590 2074 791"> <thead> <tr> <th data-bbox="1227 590 1650 691">作業種別 \ 率 名</th> <th data-bbox="1650 590 2074 691">トンネル内作業乗率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1227 691 1650 738">昼 間</td> <td data-bbox="1650 691 2074 738">10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1227 738 1650 791">夜 間</td> <td data-bbox="1650 738 2074 791">20</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 夜間作業乗率と併用しない。</p> <p>(ケ) 高所作業乗率</p> <p>高所作業乗率は、作業を行う場所が高所で、転落の危険があるために能率が低下するのを補正するもので、この乗率値は、次の表によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1243 1082 2058 1283"> <thead> <tr> <th data-bbox="1243 1082 1666 1182">作業種別 \ 率 名</th> <th data-bbox="1666 1082 2058 1182">高所作業乗率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1243 1182 1666 1230">地上10m以上の箇所で行う作業</td> <td data-bbox="1666 1182 2058 1230">10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1243 1230 1666 1283">地上20m以上の箇所で行う作業</td> <td data-bbox="1666 1230 2058 1283">20</td> </tr> </tbody> </table>	作業種別 \ 率 名	トンネル内作業乗率 (%)	昼 間	10	夜 間	20	作業種別 \ 率 名	高所作業乗率 (%)	地上10m以上の箇所で行う作業	10	地上20m以上の箇所で行う作業	20
作業種別 \ 率 名	トンネル内作業乗率 (%)																									
昼 間	10																									
夜 間	20																									
作業種別 \ 率 名	高所作業乗率 (%)																									
地上10m以上の箇所で行う作業	10																									
地上20m以上の箇所で行う作業	20																									
作業種別 \ 率 名	トンネル内作業乗率 (%)																									
昼 間	10																									
夜 間	20																									
作業種別 \ 率 名	高所作業乗率 (%)																									
地上10m以上の箇所で行う作業	10																									
地上20m以上の箇所で行う作業	20																									

(コ) 狭あい箇所作業乗率

狭あい箇所作業乗率は、作業場所が狭く、作業が困難なために作業能率が低下するのを補正するもので、この乗率値は、次の表によるものとする。

作業種別	率 名	狭あい箇所作業乗率 (%)
狭あい箇所における作業		10

(サ) ホーム等手待乗率

ホーム、踏切道、通路上の作業（旅客等により作業が中断される場合）及び業務上の手待ち等のため、能率低下を補正するもので、この乗率値は次の表によるものとする。

作業種別	率 名	ホーム等手待乗率 (%)
ホーム等における作業		10

(シ) 緊急性乗率

緊急性乗率は、特に緊急に工事を完了する必要があるため、作業人員を標準に対し、相当に上^回って投入する場合、又は通常の作業手順等を、大^幅に変更して施工するために、手戻り、手待ちを生じ、作業能率が低下すると想定される場合は、実情により補正するもので、この乗率を適用する工事は、次の場合等とする。

(コ) 狭あい箇所作業乗率

狭あい箇所作業乗率は、作業場所が狭く、作業が困難なために作業能率が低下するのを補正するもので、この乗率値は、次の表によるものとする。

作業種別	率 名	狭あい箇所作業乗率 (%)
狭あい箇所における作業		10

(サ) ホーム等手待乗率

ホーム、踏切道、通路上の作業（旅客等により作業が中断される場合）及び業務上の手待ち等のため、能率低下を補正するもので、この乗率値は次の表によるものとする。

作業種別	率 名	ホーム等手待乗率 (%)
ホーム等における作業		10

(シ) 緊急性乗率

緊急性乗率は、特に緊急に工事を完了する必要があるため、作業人員を標準に対し、相当に上^廻って投入する場合、又は通常の作業手順等を、大^巾に変更して施工するために、手戻り、手待ちを生じ、作業能率が低下すると想定される場合は、実情により補正するもので、この乗率を適用する工事は、次の場合等とする。

ページ	改 正	現 行								
1 2	<p>a 災害応急工事及び災害復旧工事で、急を要する場合 b その他特に工程を短縮して、施工を要する場合 (注) 緊急性乗率を適用した場合は、「(オ) 関連工事乗率」を適用しない。</p> <p>カ 割増賃金 割増賃金は、作業に従事するものに対し支給する手当であって、次による。</p> <p>(7) 時間外手当 時間外手当は、作業員が1日の実働時間(8時間)をこえた場合の手当であって、この手当率値は、次の表によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="293 735 1106 948"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 735 880 868">率 名 手当名</th> <th data-bbox="880 735 1106 868">時間外手当率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 868 880 948">時 間 外 手 当</td> <td data-bbox="880 868 1106 948">25</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) この手当率値は、1時間につき時給の25%を率化したものである。 (注2) この手当は、工事の内容等から、工程上特に必要とする場合のみに適用する。</p> <p>(イ) 深夜作業手当 深夜作業手当は、作業員が22時から翌朝5時にわたる作業をする場合の手当であって、この手当率値は、次の表によるものとする。</p>	率 名 手当名	時間外手当率 (%)	時 間 外 手 当	25	<p>a 災害応急工事及び災害復旧工事で、急を要する場合 b その他特に工程を短縮して、施工を要する場合 (注) 緊急性乗率を適用した場合は、「(オ) 関連工事乗率」を適用しない。</p> <p>カ 割増賃金 割増賃金は、作業に従事するものに対し支給する手当であって、次による。</p> <p>(7) 時間外手当 時間外手当は、作業員が1日の実働時間(8時間)をこえた場合の手当であって、この手当率値は、次の表によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1245 735 2058 948"> <thead> <tr> <th data-bbox="1245 735 1832 868">率 名 手当名</th> <th data-bbox="1832 735 2058 868">時間外手当率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1245 868 1832 948">時 間 外 手 当</td> <td data-bbox="1832 868 2058 948">25</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) この手当率値は、1時間につき時給の25%を率化したものである。 (注2) この手当は、工事の内容等から、工程上特に必要とする場合のみに適用する。</p> <p>(イ) 深夜作業手当 深夜作業手当は、作業員が22時から翌朝5時にわたる作業をする場合の手当であって、この手当率値は、次の表によるものとする。</p>	率 名 手当名	時間外手当率 (%)	時 間 外 手 当	25
率 名 手当名	時間外手当率 (%)									
時 間 外 手 当	25									
率 名 手当名	時間外手当率 (%)									
時 間 外 手 当	25									

改 正

現 行

手当名	率 名	深夜作業手当率 (%)
深夜作業手当		25

手当名	率 名	深夜作業手当率 (%)
深夜作業手当		25

(注1) この手当率値は、1時間につき時給の25%を率化したものである。
 (注2) この手当は、工事の内容等から、工程上特に必要とする場合のみに適用する。

(注1) この手当率値は、1時間につき時給の25%を率化したものである。
 (注2) この手当は、工事の内容等から、工程上特に必要とする場合のみに適用する。

(ウ) 役付手当

a 役付手当は、役付作業員に支給する手当であって、この手当率値は、次の表によるものとする。

(ウ) 役付手当

a 役付手当は、役付作業員に支給する手当であって、この手当率値は、次の表によるものとする。

手当名	率 名	役付手当率 (%)
役付手当		20

手当名	率 名	役付手当率 (%)
役付手当		20

(注) この手当率値は、1時間につき時給の20%を率化したものである。

(注) この手当率値は、1時間につき時給の20%を率化したものである。

b **統合**役付手当は、積算の能率化をはかるため、 屋内及び屋外作業の役付手当率を統合した統合役付手当率により算出するもので、この手当率値は、次の表によるものとする。

b 役付手当は、積算の能率化をはかるため、**専門業種別に**屋内及び屋外作業の役付手当率を統合した統合役付手当率により算出するもので、この手当率値は、次の表によるものとする。

ページ	改正	現行																											
13	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 204 878 336">率名 手当名</th> <th data-bbox="878 204 1106 336">統合役付手当率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 336 878 534">統合役付手当</td> <td data-bbox="878 336 1106 534">2.63</td> </tr> </tbody> </table>	率名 手当名	統合役付手当率 (%)	統合役付手当	2.63	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1245 204 1830 336">率名 専門業種別</th> <th data-bbox="1830 204 2060 336">統合役付手当率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1245 336 1830 403">電力機器</td> <td data-bbox="1830 336 2060 403" rowspan="2">2.63</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1245 403 1830 470">電力線路</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1245 470 1830 534">情報制御設備</td> <td data-bbox="1830 470 2060 534">2.63</td> </tr> </tbody> </table>	率名 専門業種別	統合役付手当率 (%)	電力機器	2.63	電力線路	情報制御設備	2.63																
	率名 手当名	統合役付手当率 (%)																											
統合役付手当	2.63																												
率名 専門業種別	統合役付手当率 (%)																												
電力機器	2.63																												
電力線路																													
情報制御設備	2.63																												
<p>(注) 統合役付手当は、「2.4.2(1)エ 歩掛単価」の中に操り入れているので、別途積算はしない。</p> <p>(エ) 夜間特殊作業手当 夜間特殊作業手当は、作業時間帯に制約を受け、実働時間が22時より翌朝5時までの間に施工する作業に対する手当であって、この手当率値は次の表によるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 879 869 1011">率名 作業時間</th> <th data-bbox="869 879 1106 1011">夜間特殊作業手当率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 1011 869 1078">1時間まで</td> <td data-bbox="869 1011 1106 1078">105</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1078 869 1145">2 "</td> <td data-bbox="869 1078 1106 1145">80</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1145 869 1212">3 "</td> <td data-bbox="869 1145 1106 1212">60</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1212 869 1279">4 "</td> <td data-bbox="869 1212 1106 1279">45</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1279 869 1347">5 "</td> <td data-bbox="869 1279 1106 1347">40</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1347 869 1409">5時間を超えるもの</td> <td data-bbox="869 1347 1106 1409">30</td> </tr> </tbody> </table>	率名 作業時間	夜間特殊作業手当率 (%)	1時間まで	105	2 "	80	3 "	60	4 "	45	5 "	40	5時間を超えるもの	30	<p>(注) 統合役付手当は、「2.4.2(1)エ 歩掛単価」の中に操り入れているので、別途積算はしない。</p> <p>(エ) 夜間特殊作業手当 夜間特殊作業手当は、作業時間帯に制約を受け、実働時間が22時より翌朝5時までの間に施工する作業に対する手当であって、この手当率値は次の表によるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1245 879 1821 1011">率名 作業時間</th> <th data-bbox="1821 879 2060 1011">夜間特殊作業手当率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1245 1011 1821 1078">1時間まで</td> <td data-bbox="1821 1011 2060 1078">105</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1245 1078 1821 1145">2 "</td> <td data-bbox="1821 1078 2060 1145">80</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1245 1145 1821 1212">3 "</td> <td data-bbox="1821 1145 2060 1212">60</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1245 1212 1821 1279">4 "</td> <td data-bbox="1821 1212 2060 1279">45</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1245 1279 1821 1347">5 "</td> <td data-bbox="1821 1279 2060 1347">40</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1245 1347 1821 1409">5時間を超えるもの</td> <td data-bbox="1821 1347 2060 1409">30</td> </tr> </tbody> </table>	率名 作業時間	夜間特殊作業手当率 (%)	1時間まで	105	2 "	80	3 "	60	4 "	45	5 "	40	5時間を超えるもの	30
率名 作業時間	夜間特殊作業手当率 (%)																												
1時間まで	105																												
2 "	80																												
3 "	60																												
4 "	45																												
5 "	40																												
5時間を超えるもの	30																												
率名 作業時間	夜間特殊作業手当率 (%)																												
1時間まで	105																												
2 "	80																												
3 "	60																												
4 "	45																												
5 "	40																												
5時間を超えるもの	30																												

ページ	改 正	現 行
	<p>(注1) 作業時間は、停電、閉鎖及び限定された時間をいう。ただし、この率値には、準備、跡片付け、移動等の時間を含む。</p> <p>(注2) 一夜に2回以上の異なる時間の作業等がある場合は、一夜の合計時間とする。</p> <p>(注3) この手当は、深夜作業手当と併用するものとする。</p> <p>(注4) この乗率値は、派遣員に対して適用しない。</p> <p>2. 4. 3 材料費</p> <p>材料費は、工事に使用する材料の費用とし、次による。</p> <p>(1) 直接材料費</p> <p>直接材料費は、建造物構成に直接必要な材料費（製品で購入するものを含む。）及びやり方、足場、コンクリート仮わく等の全損となるものの材料費とし、その材料価格、材料数量、材料割増しは次による。</p> <p>ア 材料価格</p> <p>材料価格は、積算時点の価格で消費税等相当額を含まないものとする。</p> <p>イ 材料数量</p> <p>積算に用いる数量は、次式により算出する。ただし、材料割増しは、次表によるものとする。</p> <p>材料数量 = 設計材料数量 × (1 + 材料割増し率)</p> <p>ただし、ケーブルの場合は「設計材料数量+材料割増し数量」とする。</p>	<p>(注1) 作業時間は、停電、閉さ及び限定された時間をいう。ただし、この率値には、準備、跡片付け、移動等の時間を含む。</p> <p>(注2) 一夜に2回以上の異なる時間の作業等がある場合は、一夜の合計時間とする。</p> <p>(注3) この手当は、深夜作業手当と併用するものとする。</p> <p>(注4) この乗率値は、派遣員に対して適用しない。</p> <p>2. 4. 3 材料費</p> <p>材料費は、工事に使用する材料の費用とし、次による。</p> <p>(1) 直接材料費</p> <p>直接材料費は、建造物構成に直接必要な材料費（製品で購入するものを含む。）及びやり方、足場、コンクリート仮わく等の全損となるものの材料費とし、その材料価格、材料数量、材料割増しは次による。</p> <p>ア 材料価格</p> <p>材料価格は、積算時点の価格で消費税_____を含まないものとする。</p> <p>イ 材料数量</p> <p>積算に用いる数量は、次式により算出する。ただし、材料割増しは、次表によるものとする。</p> <p>材料数量 = 設計材料数量 × (1 + 材料割増し率)</p> <p>ただし、ケーブルの場合は「設計材料数量+材料割増し数量」とする。</p>

改正

材料割増し表

材 料		割 増 し	
鋼 材	形 鋼 ・ 平 鋼	5%	
	そ の 他	10%	
電 線	屋外	送 電 線	3%
		一 般	2%
	屋内	管 路 入 線	10%
		一 般	3%
ケーブル (一 端 末 に つ き)	特 高	送 電 線	1.2m
		一 般	0.4m
	高 圧 及 び 低 圧		0.4m
	高 圧 用 ト リ プ レ ッ ク ス (中 間 接 続)		1.2m
ち ょ う 架 線 (一 般)		4%	
電 車 線	ト ロ リ 線		1%
	ち ょ う 架 線		3%
	き 電 線		1%
電 線 管 及 び ガ ス 管		5%	

現 行

材料割増し表

材 料		割 増 し	
鋼 材	形 鋼 ・ 平 鋼	5%	
	そ の 他	10%	
電 線	屋外	送 電 線	3%
		一 般	2%
	屋内	管 路 入 線	10%
		一 般	3%
ケーブル (一 端 末 に つ き)	特 高	送 電 線	1.2m
		一 般	0.4m
	高 圧 及 び 低 圧		0.4m
	高 圧 用 ト リ プ レ ッ ク ス (中 間 接 続)		1.2m
ち ょ う 架 線 (一 般)		4%	
電 車 線	ト ロ リ 線		1%
	ち ょ う 架 線		3%
	き 電 線		1%
電 線 管 及 び ガ ス 管		5%	

ページ	改正	現 行													
1 5	<p>(注1) 表における割増は、発生くず相当額をあらかじめ差引いたものとする。</p> <p>(注2) 表以外のものについては、表に準じて適正な数量とする。</p> <p>(注3) 短尺のものを多量に使用する場合、又は例外的なものについては、実情による。</p> <p>(2) 雑品及び消耗材料費</p> <p>ウ 雑品及び消耗材料費は、ビス類・ねじ・くぎ・プラグ・テープ・絶縁及び錆止め塗料・ウエス・結束線・補修及び養生のために必要な鉄筋、木材などの工事用補助材の費用をいう。</p> <p>エ 雑品及び消耗材料費は、次式により算出する。</p> <p style="padding-left: 40px;">雑品及び消耗材料費＝直接労務費×雑消費率（％）</p> <p style="padding-left: 40px;">雑消費率は、次の表によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="293 831 1106 1109"> <thead> <tr> <th style="text-align: right;">率 名</th> <th>雑消費率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>電車線路、変電、電灯電力設備</u></td> <td style="text-align: center;">0.9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>信号、通信設備</u></td> <td style="text-align: center;">1.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ この率値の適用は、次による。</p> <p>(ア) 主材料のない試験、撤去及び移転のみの工事にも一律に適用する。</p> <p>(イ) 派遣員のみの工事工種には適用しない。</p>	率 名	雑消費率 (%)	<u>電車線路、変電、電灯電力設備</u>	0.9	<u>信号、通信設備</u>	1.2	<p>(注1) 表における割増は、発生くず相当額をあらかじめ差引いたものとする。</p> <p>(注2) 表以外のものについては、表に準じて適正な数量とする。</p> <p>(注3) 短尺のものを多量に使用する場合、又は例外的なものについては、実情による。</p> <p>(2) 雑品及び消耗材料費</p> <p>ア 雑品及び消耗材料費は、ビス類・ねじ・くぎ・プラグ・テープ・絶縁及び錆止め塗料・ウエス・結束線・補修及び養生のために必要な鉄筋、木材などの工事用補助材の費用をいう。</p> <p>イ 雑品及び消耗材料費は、次式により算出する。</p> <p style="padding-left: 40px;">雑品及び消耗材料費＝直接労務費×雑消費率（％）</p> <p style="padding-left: 40px;">雑消費率は、次の表によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1245 831 2060 1109"> <thead> <tr> <th style="text-align: right;">率 名</th> <th>雑消費率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>電力機器</u></td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">0.9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>電力線路</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>情報制御設備</u></td> <td style="text-align: center;">1.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ この率値の適用は、次による。</p> <p>(ア) 主材料のない試験、撤去及び移転のみの工事にも一律に適用する。</p> <p>(イ) 派遣員のみの工事工種には適用しない。</p>	率 名	雑消費率 (%)	<u>電力機器</u>	0.9	<u>電力線路</u>	<u>情報制御設備</u>	1.2
率 名	雑消費率 (%)														
<u>電車線路、変電、電灯電力設備</u>	0.9														
<u>信号、通信設備</u>	1.2														
率 名	雑消費率 (%)														
<u>電力機器</u>	0.9														
<u>電力線路</u>															
<u>情報制御設備</u>	1.2														

ページ	改 正	現 行
	<p>2. 4. 4 運搬費</p> <p>(1) 運搬費</p> <p>運搬費は、工事の施工に必要な材料、小形機械及び器具等の運搬、積込、取卸し及び梱包の費用をいい、次式により算出する。ただし、特殊自動車及び鉄道等により、特別な重量長大物等を運送運搬する場合は、見積による。</p> <p>運搬費 = 直接労務費 × 2% (運搬経费率)</p> <p>(注1)「運搬経费率」は、新設、撤去及び試験調整工事の材料等を自動車によって運搬するときの経費を率化したのもので、工事工種毎に一律に適用する。ただし、見積による場合の積算を行ったものには、適用しない。</p> <p>(注2)「特殊自動車」とは、クレーン車、トレーラー車、タンク車等をいう。</p> <p>2. 4. 5 機械損料その他</p> <p>(1) 機械損料</p> <p>ア 機械損料は、受注者が、工事を施工するために使用する受注者等の機械及び機構が無償貸与する機械の運転等に要する費用とする。</p> <p>イ 機械損料の算出は、「土木関係積算標準・積算要領_____ (機械損料表)」による。</p> <p>(2) 直接仮設損料</p> <p>直接仮設損料は、工事に使用する直接仮設用材料の費用とし、次による。</p>	<p>2. 4. 4 運搬費</p> <p>(1) 運搬費</p> <p>運搬費は、工事の施工に必要な材料、小形機械及び器具等の運搬、積込、取卸し及び梱包の費用をいい、次式により算出する。ただし、特殊自動車及び鉄道等により、特別な重量長大物等を運送運搬する場合は、見積による。</p> <p>運搬費=直接労務費×2% (運搬経费率)</p> <p>(注1)「運搬経费率」は、新設、撤去及び試験調整工事の材料等を自動車によって運搬するときの経費を率化したのもので、工事工種毎に一律に適用する。ただし、見積による場合の積算を行ったものには、適用しない。</p> <p>(注2)「特殊自動車」とは、クレーン車、トレーラー車、タンク車等をいう。</p> <p>2. 4. 5 機械損料その他</p> <p>(1) 機械損料</p> <p>ア 機械損料は、請負業者が、工事を施工するために使用する請負業者等の機械及び機構が無償貸与する機械の運転等に要する費用とする。</p> <p>イ 機械損料の算出は、「土木関係積算標準・積算要領(標準・共通編) (機械損料表)」による。</p> <p>(2) 直接仮設損料</p> <p>直接仮設損料は、工事に使用する直接仮設用材料の費用とし、次による。</p>

ページ	改 正	現 行																												
16	<p>ア 直接仮設損料は、次式により算出する。ただし、特別の場合は、実情によるものとする。</p> <p>直接仮設損料 = 直接仮設材料費 × 材料の損料率</p> <p>イ 材料の損料率は、次の表によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">直接仮設用材料損料率表名称</p> <table border="1" data-bbox="304 493 1095 976"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>材料の損料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>や り 方</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>足 場</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>測 量 ぐ い</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>型 枠</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>コンクリート養生</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>土 留</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 表に掲げる材料の損料率は、木材に対するものであるから、鋼製品等を使用する場合は、実情による。</p> <p>2. 4. 6 特許権等使用料</p> <p>特許権等使用料は、特許権等を使用する場合に要する費用であって、その相当額を積算する。</p>	名 称	材料の損料率	や り 方	50%	足 場	30%	測 量 ぐ い	100%	型 枠	30%	コンクリート養生	20%	土 留	30%	<p>ア 直接仮設損料は、次式により算出する。ただし、特別の場合は、実情によるものとする。</p> <p>直接仮設損料=直接仮設材料費×材料の損料率</p> <p>イ 材料の損料率は、次の表によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">直接仮設用材料損料率表名称</p> <table border="1" data-bbox="1256 493 2047 976"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>材料の損料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>や り 方</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>足 場</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>測 量 ぐ い</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>型 枠</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>コンクリート養生</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>土 留</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 表に掲げる材料の損料率は、木材に対するものであるから、鋼製品等を使用する場合は、実情による。</p> <p>2. 4. 6 特許権等使用料</p> <p>特許権等使用料は、特許権等を使用する場合に要する費用であって、その相当額を積算する。</p>	名 称	材料の損料率	や り 方	50%	足 場	30%	測 量 ぐ い	100%	型 枠	30%	コンクリート養生	20%	土 留	30%
名 称	材料の損料率																													
や り 方	50%																													
足 場	30%																													
測 量 ぐ い	100%																													
型 枠	30%																													
コンクリート養生	20%																													
土 留	30%																													
名 称	材料の損料率																													
や り 方	50%																													
足 場	30%																													
測 量 ぐ い	100%																													
型 枠	30%																													
コンクリート養生	20%																													
土 留	30%																													

ページ	改 正	現 行
17	<p>2. 4. 7 産業廃棄物等処理費</p> <p>(1) 産業廃棄物の処理等に要する費用は見積または実例価格を参考として適正な価格を算出する。</p> <p>(2) 産業廃棄物の処理等に要する費用（積込運搬費は除く）については、「2. 5. 4 現場管理費及び一般管理費等の積算」の適用はしない。</p> <p>2. 4. 8 支給材料、貸与品の取扱経費</p> <p>支給材料の保管に要する費用、貸与品の引取、返納及び修理に要する費用は、実情に応じ計上する。</p> <p>2. 5 共通費</p> <p>共通費は、間接工事費、現場管理費及び一般管理費等とし、次による。</p> <p>2. 5. 1 間接工事費</p> <p>間接工事費は、各工事種目に共通の費用とし、間接労務費と共通仮設費で構成する。設計変更並びに分割工事（以下、「設計変更等」という。）における間接工事費については、間接工事費を積上げにより算定した場合は設計変更等においても積上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更等においても比率により算定する。</p> <p>(1) 間接労務費</p> <p>間接労務費は、作業員の交通及び宿泊に要する費用とし、次による。</p> <p>ア 交通費</p> <p>交通費は、電工職の交通費及び作業員の作業地内の移動に要する費用をいい、次式により算出する。</p>	<p>2. 4. 7 産業廃棄物等処理費</p> <p>(1) 産業廃棄物の処理等に要する費用は見積または実例価格を参考として適正な価格を算出する。</p> <p>(2) 産業廃棄物の処理等に要する費用（積込運搬費は除く）については、「2. 5. 4 現場管理費及び一般管理費等の積算」の適用はしない。</p> <p>2. 4. 8 支給材料、貸与品の取扱経費</p> <p>支給材料の保管に要する費用、貸与品の引取、返納及び修理に要する費用は、実情に応じ計上する。</p> <p>2. 5 共通費</p> <p>共通費は、間接工事費、現場管理費及び一般管理費等とし、次による。</p> <p>2. 5. 1 間接工事費</p> <p>間接工事費は、各工事種目に共通の費用とし、間接労務費と共通仮設費で構成する。設計変更並びに分割工事（以下、「設計変更等」という。）における間接工事費については、間接工事費を積上げにより算定した場合は設計変更等においても積上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更等においても比率により算定する。</p> <p>(1) 間接労務費</p> <p>間接労務費は、作業員の交通及び宿泊に要する費用とし、次による。</p> <p>ア 交通費</p> <p>交通費は、電工職の交通費及び作業員の作業地内の移動に要する費用をいい、次式により算出する。</p>

ページ	改 正	現 行
	<p>交通費 = 直接労務費 × 4% (交通経費率)</p> <p>(注) 「交通経費率」は、受注者の作業員が使用する自動車の経費を率化したもので、工事工種毎に一律に適用する。</p> <p>イ 宿泊費</p> <p>宿泊費は、電工職が旅館等の宿泊に要する費用で、支給範囲は、供給地から作業地までの距離が 50km 以上を原則として、次式により算出する。</p> <p>宿泊費 = 直接労務費 × 宿泊費率</p> <p>(注) この場合の直接労務費は、宿泊対象となる直接労務費をいう。</p> <p>(7) 宿泊費率</p> <p>宿泊費率は、次式により算出する。</p> $\text{宿泊費率} = \frac{\text{宿泊単価} \times \text{旅費職種係数} \times \text{宿泊費の実工期係数}}{\text{歩掛単価}} \times 100\%$ <p>a 宿泊単価</p> <p>宿泊費率を算出する場合の宿泊単価は、別途定める。</p> <p>b 旅費職種係数</p> <p>旅費職種係数は、宿泊費の支給対象となる電工職（以下「連越電工職」という。）の平均的な人員を求める数値で、次による。</p>	<p>交通費 = 直接労務費 × 4% (交通経費率)</p> <p>(注) 「交通経費率」は、請負業者の作業員が使用する自動車の経費を率化したもので、工事工種毎に一律に適用する。</p> <p>イ 宿泊費</p> <p>宿泊費は、電工職が旅館等の宿泊に要する費用で、支給範囲は、供給地から作業地までの距離が 50km 以上を原則として、次式により算出する。</p> <p>宿泊費 = 直接労務費 × 宿泊費率</p> <p>(注) この場合の直接労務費は、宿泊対象となる直接労務費をいう。</p> <p>(7) 宿泊費率</p> <p>宿泊費率は、次式により算出する。</p> $\text{宿泊費率} = \frac{\text{宿泊単価} \times \text{旅費職種係数} \times \text{宿泊費の実工期係数}}{\text{歩掛単価}} \times 100\%$ <p>a 宿泊単価</p> <p>宿泊費率を算出する場合の宿泊単価は、別途定める。</p> <p>b 旅費職種係数</p> <p>旅費職種係数は、宿泊費の支給対象となる電工職（以下「連越電工職」という。）の平均的な人員を求める数値で、次による。</p>

ページ	改正	現行																																		
18	<p>(a) 原則として、連越電工職は特電工及び電工Aとし、次の表によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="302 300 1097 619"> <thead> <tr> <th>係数</th> <th>旅費職種係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門分野</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電車線路、変電、電灯電力設備</td> <td>0.34</td> </tr> <tr> <td>信号、通信設備</td> <td>0.47</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) 電工Bを連越しする場合は、連越電工職は全ての電工職とし、次の表によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="302 766 1097 1085"> <thead> <tr> <th>係数</th> <th>旅費職種係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門分野</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電車線路、変電、電灯電力設備</td> <td>0.57</td> </tr> <tr> <td>信号、通信設備</td> <td>0.63</td> </tr> </tbody> </table> <p>c 宿泊費の実工期係数 宿泊費の実工期係数は、宿泊の場合に使用する数値で、次の表によるものとする。</p>	係数	旅費職種係数	専門分野		電車線路、変電、電灯電力設備	0.34	信号、通信設備	0.47	係数	旅費職種係数	専門分野		電車線路、変電、電灯電力設備	0.57	信号、通信設備	0.63	<p>(a) 原則として、連越電工職は特電工及び電工Aとし、次の表によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1254 300 2049 619"> <thead> <tr> <th>係数</th> <th>旅費職種係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門業種別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電力機器</td> <td rowspan="2">0.34</td> </tr> <tr> <td>電力線路</td> </tr> <tr> <td>情報制御設備</td> <td>0.47</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) 電工Bを連越しする場合は、連越電工職は全ての電工職とし、次の表によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1254 766 2049 1085"> <thead> <tr> <th>係数</th> <th>旅費職種係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門業種別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電力機器</td> <td rowspan="2">0.57</td> </tr> <tr> <td>電力線路</td> </tr> <tr> <td>情報制御設備</td> <td>0.63</td> </tr> </tbody> </table> <p>c 宿泊費の実工期係数 宿泊費の実工期係数は、宿泊の場合に使用する数値で、次の表によるものとする。</p>	係数	旅費職種係数	専門業種別		電力機器	0.34	電力線路	情報制御設備	0.47	係数	旅費職種係数	専門業種別		電力機器	0.57	電力線路	情報制御設備	0.63
係数	旅費職種係数																																			
専門分野																																				
電車線路、変電、電灯電力設備	0.34																																			
信号、通信設備	0.47																																			
係数	旅費職種係数																																			
専門分野																																				
電車線路、変電、電灯電力設備	0.57																																			
信号、通信設備	0.63																																			
係数	旅費職種係数																																			
専門業種別																																				
電力機器	0.34																																			
電力線路																																				
情報制御設備	0.47																																			
係数	旅費職種係数																																			
専門業種別																																				
電力機器	0.57																																			
電力線路																																				
情報制御設備	0.63																																			

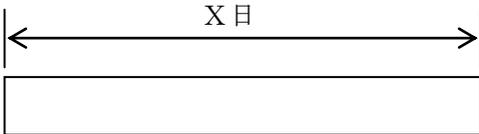
宿泊費の実工期係数

実工期	係数	実工期	係数	実工期	係数
2日以下	0.50	90日以下	1.00	181日以上	0.60
10日以下	0.80	120日以下	0.85		
20日以下	0.90	180日以下	0.70		

(イ) 宿泊費の実工期

宿泊費の実工期は、宿泊する地域において、実際に工事を施工すると想定される作業日数とする。

(注) 宿泊費の実工期係数を求めるための実工期の考え方は、次の例によるものとする。

種 別	宿泊費の実工期係数を求めるための実工期
(1) 工事が単独の場合 ア 連続 	X日とする。

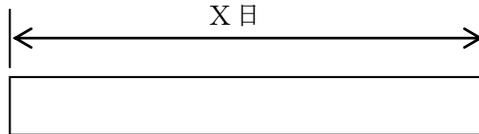
宿泊費の実工期係数

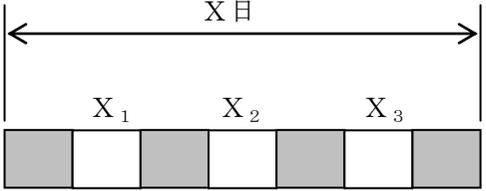
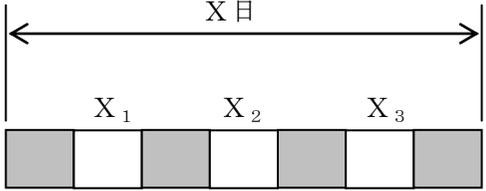
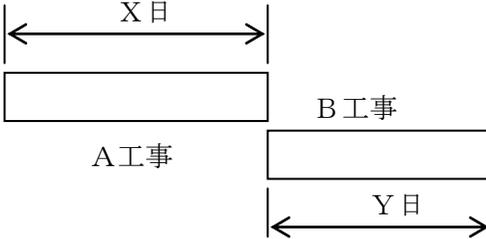
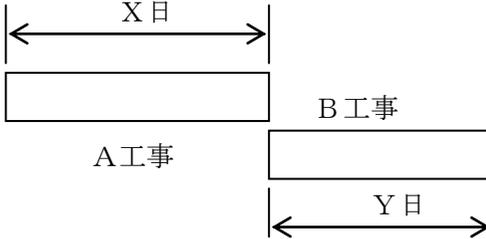
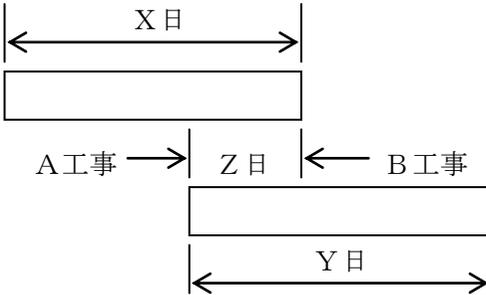
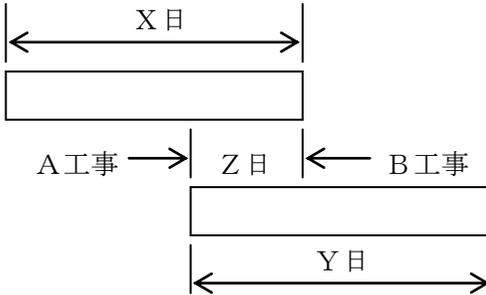
実工期	係数	実工期	係数	実工期	係数
2日以下	0.50	90日以下	1.00	181日以上	0.60
10日以下	0.80	120日以下	0.85		
20日以下	0.90	180日以下	0.70		

(イ) 宿泊費の実工期

宿泊費の実工期は、宿泊する地域において、実際に工事を施工すると想定される作業日数とする。

(注) 宿泊費の実工期係数を求めるための実工期の考え方は、次の例によるものとする。

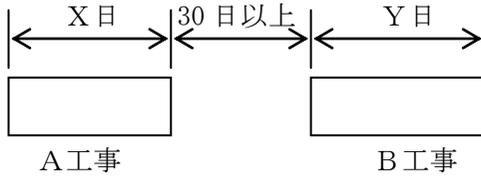
種 別	宿泊費の実工期係数を求めるための実工期
(1) 工事が単独の場合 ア 連続 	X日とする。

ページ	改 正		現 行	
	<p>イ 断続</p> 	$\frac{X_1 + X_2 + X_3}{n} \text{ 日}$ <p>とする。</p> <p>(塗りつぶしの範囲は宿泊費対象外)</p>	<p>イ 断続</p> 	$\frac{X_1 + X_2 + X_3}{n} \text{ 日}$ <p>とする。</p> <p>(塗りつぶしの範囲は宿泊費対象外)</p>
	<p>(2) 工事を分割する場合</p> <p>ア 連続</p> 	<p>B工事の宿泊費率を求める場合の宿泊費の実工期は</p> <p>(X + Y) 日とする。</p>	<p>(2) 工事を分割する場合</p> <p>ア 連続</p> 	<p>B工事の宿泊費率を求める場合の宿泊費の実工期は</p> <p>(X + Y) 日とする。</p>
	<p>イ 重複</p> 	<p>B工事の宿泊費率を求める場合の宿泊費の実工期は</p> <p>(X + Y - Z) 日とする。</p>	<p>イ 重複</p> 	<p>B工事の宿泊費率を求める場合の宿泊費の実工期は</p> <p>(X + Y - Z) 日とする。</p>

改正

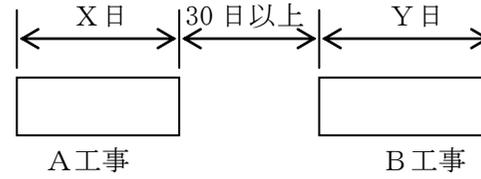
現行

ウ 断続



B工事の宿泊費率を求める場合の宿泊費の実工期はY日とする。ただし、30日未満の場合の宿泊費実工期は、 $(X + Y)$ 日とする。

ウ 断続



B工事の宿泊費率を求める場合の宿泊費の実工期はY日とする。ただし、30日未満の場合の宿泊費実工期は、 $(X + Y)$ 日とする。

ページ	改 正	現 行
20	<p>(2) 共通仮設費</p> <p>ア 共通仮設費のうち、次の内容は直接労務費に対する比率により算定し、次式により算出する。</p> <p>(7) 準備費 一般的な準備に要する費用で、敷地整理等で通常の準備費用と異なる内容は別途積み上げる。</p> <p>(イ) 仮設建物費 現場事務所、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用</p> <p>(ロ) 環境安全費 安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用</p> <p>(エ) 屋外整理清掃費 屋外及び敷地周辺の後片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用</p> <p>(オ) 機械器具費 共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重器具、工具類、測定・計測機器、雑器具）に要する費用</p> <p>(カ) 動力用水光熱費 仮設建物に関する諸費用（電気料金、水道料金） 共通仮設費 = 直接労務費 × 6.0%（共通仮設費率）</p> <p>イ 前項に含まれない費用については、積み上げにより算定する。</p> <p>ウ 宿泊が必要な場合は、「2. 5. 1 (1) イ 宿泊費」により算定することとし、これによれない場合は、作業員宿舍の費用を積み上げにより算定する。</p>	<p>(2) 共通仮設費</p> <p>ア 共通仮設費のうち、次の内容は直接労務費に対する比率により算定し、次式により算出する。</p> <p>(7) 準備費 一般的な準備に要する費用で、敷地整理等で通常の準備費用と異なる内容は別途積み上げる。</p> <p>(イ) 仮設建物費 現場事務所、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用</p> <p>(ロ) 環境安全費 安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用</p> <p>(エ) 屋外整理清掃費 屋外及び敷地周辺の後片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用</p> <p>(オ) 機械器具費 共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重器具、工具類、測定・計測機器、雑器具）に要する費用</p> <p>(カ) 動力用水光熱費 仮設建物に関する諸費用（電気料金、水道料金） 共通仮設費 = 直接労務費 × 6.0%（共通仮設費率）</p> <p>イ 前項に含まれない費用については、積み上げにより算定する。</p> <p>ウ 宿泊が必要な場合は、「2. 5. 1 (1) イ 宿泊費」により算定することとし、これによれない場合は、作業員宿舍の費用を積み上げにより算定する。</p>

ページ	改 正	現 行																				
21	<p>2.5.2 現場管理費</p> <p>現場管理費は次表の内容について、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率（以下「現場管理費率」という。）により算定することを基準とするが、これによれない場合は費用を積上げにより算定する。</p> <table border="1" data-bbox="241 395 1164 1430"> <thead> <tr> <th data-bbox="241 395 488 464">項 目</th> <th data-bbox="488 395 1164 464">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="241 464 488 676">技術管理費</td> <td data-bbox="488 464 1164 676">外注設計料及び社内設計料等の支払いに要する費用並びに品質管理、出来形管理及び工程管理のための試験、測定、測量、写真撮影、資料作成等に要する費用、ただし純工事費に計上するものを除く</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 676 488 1208">労務管理費</td> <td data-bbox="488 676 1164 1208"> 現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 1208 488 1321">租税公課</td> <td data-bbox="488 1208 1164 1321">工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 1321 488 1430">保険料</td> <td data-bbox="488 1321 1164 1430">火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険、法定外の労災保険の保険料及び<u>その他の損害保険の保険料</u></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	技術管理費	外注設計料及び社内設計料等の支払いに要する費用並びに品質管理、出来形管理及び工程管理のための試験、測定、測量、写真撮影、資料作成等に要する費用、ただし純工事費に計上するものを除く	労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用 	租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用	保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険、法定外の労災保険の保険料及び <u>その他の損害保険の保険料</u>	<p>2.5.2 現場管理費</p> <p>現場管理費は次表の内容について、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率（以下「現場管理費率」という。）により算定することを基準とするが、これによれない場合は費用を積上げにより算定する。</p> <table border="1" data-bbox="1193 395 2116 1430"> <thead> <tr> <th data-bbox="1193 395 1440 464">項 目</th> <th data-bbox="1440 395 2116 464">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1193 464 1440 676">技術管理費</td> <td data-bbox="1440 464 2116 676">外注設計料及び社内設計料等の支払いに要する費用並びに品質管理、出来形管理及び工程管理のための試験、測定、測量、写真撮影、資料作成等に要する費用、ただし純工事費に計上するものを除く</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1193 676 1440 1208">労務管理費</td> <td data-bbox="1440 676 2116 1208"> 現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1193 1208 1440 1321">租税公課</td> <td data-bbox="1440 1208 2116 1321">工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1193 1321 1440 1430">保険料</td> <td data-bbox="1440 1321 2116 1430">火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び<u>法定外の労災保険の保険料</u></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	技術管理費	外注設計料及び社内設計料等の支払いに要する費用並びに品質管理、出来形管理及び工程管理のための試験、測定、測量、写真撮影、資料作成等に要する費用、ただし純工事費に計上するものを除く	労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用 	租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用	保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び <u>法定外の労災保険の保険料</u>
項 目	内 容																					
技術管理費	外注設計料及び社内設計料等の支払いに要する費用並びに品質管理、出来形管理及び工程管理のための試験、測定、測量、写真撮影、資料作成等に要する費用、ただし純工事費に計上するものを除く																					
労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用 																					
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用																					
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険、法定外の労災保険の保険料及び <u>その他の損害保険の保険料</u>																					
項 目	内 容																					
技術管理費	外注設計料及び社内設計料等の支払いに要する費用並びに品質管理、出来形管理及び工程管理のための試験、測定、測量、写真撮影、資料作成等に要する費用、ただし純工事費に計上するものを除く																					
労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用 																					
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用																					
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び <u>法定外の労災保険の保険料</u>																					

ページ	改 正		現 行	
	従業員給料手当	現場従業員及び現場雇用従業員並びに現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）、賞与及び外注人件費（「施工図等作成費」を除く。）に要する費用	従業員給料手当	現場従業員及び_____現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与_____
	施工図等作成費	施工図・しゅん功図等_____の作成に要する費用	施工図等作成費	施工図_____等を外注した場合の_____費用
	退職金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用従業員、現場雇用労働者の退職金	退職金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び_____現場雇用労働者の退職金
	法定福利費	現場従業員、現場雇用従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する次の費用 ・現場従業員、現場雇用従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金	法定福利費	現場従業員、_____現場労働者及び現場雇用労働者に関する_____ _____労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 _____並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
	福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用	福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
	事務用品費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真・完成写真代等の費用	事務用品費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真_____代等の費用
	通信交通費	通信費、旅費及び交通費	通信交通費	通信費、旅費及び交通費
	補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く_____	補償費	工事施工に伴って、通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く_____。
	その他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、各種調査に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用	その他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、_____その他上記のいずれの項目にも属さない費用

ページ	改正	現行																																												
22	<p>2.5.3 一般管理費等</p> <p>一般管理費等は、次表の内容と付加利益について、工事原価に対する比率により算定する。なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。</p> <p style="text-align: center;">表 一般管理費</p> <table border="1" data-bbox="241 443 1164 1430"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>役員報酬等</td> <td>取締役及び監査役に要する報酬及び賞与 (損金算入分)</td> </tr> <tr> <td>従業員給料手当</td> <td>本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与 (賞与引当金繰入額を含む)</td> </tr> <tr> <td>退職金</td> <td>本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金 (退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む)</td> </tr> <tr> <td>法定福利費</td> <td>本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額</td> </tr> <tr> <td>福利厚生費</td> <td>本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用</td> </tr> <tr> <td>維持修繕費</td> <td>建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等</td> </tr> <tr> <td>事務用品費</td> <td>事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費</td> </tr> <tr> <td>通信交通費</td> <td>通信費、旅費及び交通費</td> </tr> <tr> <td>動力用水光熱費</td> <td>電力、水道、ガス等の費用</td> </tr> <tr> <td>調査研究費</td> <td>技術研究、開発等の費用</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	役員報酬等	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与 (損金算入分)	従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与 (賞与引当金繰入額を含む)	退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金 (退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む)	法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額	福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用	維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等	事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費	通信交通費	通信費、旅費及び交通費	動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用	調査研究費	技術研究、開発等の費用	<p>2.5.3 一般管理費等</p> <p>一般管理費等は、次表の内容と付加利益について、工事原価に対する比率により算定する。なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。</p> <p style="text-align: center;">表 一般管理費</p> <table border="1" data-bbox="1196 443 2107 1430"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>役員報酬等</td> <td>取締役及び監査役に要する報酬及び賞与 (掛金算入分)</td> </tr> <tr> <td>従業員給料手当</td> <td>本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与 (賞与引当金繰入額を含む)</td> </tr> <tr> <td>退職金</td> <td>本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金 (退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む)</td> </tr> <tr> <td>法定福利費</td> <td>本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額</td> </tr> <tr> <td>福利厚生費</td> <td>本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用</td> </tr> <tr> <td>修繕維持費</td> <td>建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等</td> </tr> <tr> <td>事務用品費</td> <td>事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用部品、新聞参考図書等の購入費</td> </tr> <tr> <td>通信交通費</td> <td>通信費、旅費及び交通費</td> </tr> <tr> <td>動力用水光熱費</td> <td>電力、水道、ガス等の費用</td> </tr> <tr> <td>調査研究費</td> <td>技術研究、開発等の費用</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	役員報酬等	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与 (掛金算入分)	従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与 (賞与引当金繰入額を含む)	退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金 (退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む)	法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額	福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用	修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等	事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用部品、新聞参考図書等の購入費	通信交通費	通信費、旅費及び交通費	動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用	調査研究費	技術研究、開発等の費用
項目	内容																																													
役員報酬等	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与 (損金算入分)																																													
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与 (賞与引当金繰入額を含む)																																													
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金 (退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む)																																													
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額																																													
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用																																													
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等																																													
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費																																													
通信交通費	通信費、旅費及び交通費																																													
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用																																													
調査研究費	技術研究、開発等の費用																																													
項目	内容																																													
役員報酬等	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与 (掛金算入分)																																													
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与 (賞与引当金繰入額を含む)																																													
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金 (退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む)																																													
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額																																													
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用																																													
修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等																																													
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用部品、新聞参考図書等の購入費																																													
通信交通費	通信費、旅費及び交通費																																													
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用																																													
調査研究費	技術研究、開発等の費用																																													

ページ	改 正		現 行	
	広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用	広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
	交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用	交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
	寄付金	社会福祉団体等に対する寄付	寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
	地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料	地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
	減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額	減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
	試験研究費償却	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額	試験研究費償却	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
	開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額	開発・償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
	租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課	租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
	保険料	火災保険その他の損害保険料	保険料	火災保険その他の損害保険料
	契約保証費	契約の保証に必要な費用	契約保証費	契約の保証に必要な費用
	雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用	雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

ページ	改 正	現 行																				
23	<p style="text-align: center;">表 付加利益等</p> <table border="1" data-bbox="237 252 1160 552"> <tr> <td data-bbox="237 252 309 352">1</td> <td data-bbox="309 252 1160 352">法人税、都道府県民税、市町村民税等 (表 一般管理費の租税公課に含むものを除く)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 352 309 402">2</td> <td data-bbox="309 352 1160 402">株主配当金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 402 309 451">3</td> <td data-bbox="309 402 1160 451">役員賞与 (損金算入分を除く)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 451 309 501">4</td> <td data-bbox="309 451 1160 501">内部留保金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 501 309 552">5</td> <td data-bbox="309 501 1160 552">支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用</td> </tr> </table> <p data-bbox="237 612 898 643">2. 5. 4 現場管理費及び一般管理費等の積算</p> <p data-bbox="262 659 893 689">現場管理費及び一般管理費等の積算は、次による。</p> <p data-bbox="262 707 790 737">現場管理費 = 純工事費 × 現場管理費率</p> <p data-bbox="262 754 1131 834"><u>現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して加算する。</u></p> <p data-bbox="262 852 846 882">一般管理費等 = 工事原価 × 一般管理費等率</p> <p data-bbox="262 900 853 930">ただし、工事原価 = 純工事費 + 現場管理費</p>	1	法人税、都道府県民税、市町村民税等 (表 一般管理費の租税公課に含むものを除く)	2	株主配当金	3	役員賞与 (損金算入分を除く)	4	内部留保金	5	支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用	<p style="text-align: center;">表 付加利益等</p> <table border="1" data-bbox="1189 252 2112 552"> <tr> <td data-bbox="1189 252 1261 352">1</td> <td data-bbox="1261 252 2112 352">法人税、都道府県民税、市町村民税等 (表 一般管理費の租税公課に含むものを除く)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 352 1261 402">2</td> <td data-bbox="1261 352 2112 402">株主配当金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 402 1261 451">3</td> <td data-bbox="1261 402 2112 451">役員賞与 (損金算入分を除く)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 451 1261 501">4</td> <td data-bbox="1261 451 2112 501">内部留保金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 501 1261 552">5</td> <td data-bbox="1261 501 2112 552">支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用</td> </tr> </table> <p data-bbox="1189 612 1807 643">2. 5. 4 現場管理費及び一般管理費等の積算</p> <p data-bbox="1214 659 1845 689">現場管理費及び一般管理費等の積算は、次による。</p> <p data-bbox="1214 707 1697 737">現場管理費 = 純工事費 × 現場管理費率</p> <hr data-bbox="1214 778 1973 785"/> <hr data-bbox="1214 831 1973 837"/> <p data-bbox="1214 852 1753 882">一般管理費等 = 工事原価 × 一般管理費等率</p> <p data-bbox="1214 900 1751 930">ただし、工事原価 = 純工事費 + 現場管理費</p>	1	法人税、都道府県民税、市町村民税等 (表 一般管理費の租税公課に含むものを除く)	2	株主配当金	3	役員賞与 (損金算入分を除く)	4	内部留保金	5	支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用
1	法人税、都道府県民税、市町村民税等 (表 一般管理費の租税公課に含むものを除く)																					
2	株主配当金																					
3	役員賞与 (損金算入分を除く)																					
4	内部留保金																					
5	支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用																					
1	法人税、都道府県民税、市町村民税等 (表 一般管理費の租税公課に含むものを除く)																					
2	株主配当金																					
3	役員賞与 (損金算入分を除く)																					
4	内部留保金																					
5	支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用																					

ページ	改 正	現 行																																		
	<p>(1) 現場管理費率 現場管理費率は、次表により算出する。</p> <table border="1" data-bbox="241 300 1153 494"> <tr> <td>現場管理費率</td> <td>$Jo = \text{Exp}(5.961 - 0.387 \times \log_e N_p + 0.629 \times \log_e T)$ (注1・2)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Jo : 現場管理費率 (%) (注3)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>N_p : 純工事費 (千円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>T : 工期 (か月)</td> </tr> </table> <p>(注1) $\text{Exp}()$ は、指数関数 e^0 を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。 (注2) N_p が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 <u>$10,000(\text{千円}) \leq N_p \leq 1,000,000(\text{千円})$</u> (注3) Jo の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>(2) 一般管理費等率 ア 一般管理費等率は、次表により算出する。</p> <table border="1" data-bbox="241 957 1153 1228"> <thead> <tr> <th>工 事 原 価</th> <th>一般管理費等率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 百万円以下</td> <td>17.49</td> </tr> <tr> <td>3 百万を超え 20 億円以下</td> <td>$29.102 - 3.340 \text{Log} (C_p)$</td> </tr> <tr> <td>20 億円を超える</td> <td>8.06</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、C_p : 一般管理費等の対象となる工事原価 (千円) (千円未満は切り捨てとする。) (注1) 一般管理費等率の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	現場管理費率	$Jo = \text{Exp}(5.961 - 0.387 \times \log_e N_p + 0.629 \times \log_e T)$ (注1・2)		Jo : 現場管理費率 (%) (注3)		N_p : 純工事費 (千円)		T : 工期 (か月)	工 事 原 価	一般管理費等率 (%)	3 百万円以下	17.49	3 百万を超え 20 億円以下	$29.102 - 3.340 \text{Log} (C_p)$	20 億円を超える	8.06	<p>(1) 現場管理費率 現場管理費率は、次表により算出する。</p> <table border="1" data-bbox="1193 300 2016 566"> <tr> <td rowspan="2">純工事費の金額区分</td> <td>5 百万円以下</td> <td>5 百万円を超える</td> </tr> <tr> <td>上限</td> <td>38.60% $263.03 \times N_p^{-0.2253}$</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">現場管理費率 (%)</td> <td colspan="2">$351.48 \times N_p^{-0.3528} \times T^{0.3524}$</td> </tr> <tr> <td>下限</td> <td>22.91% $156.07 \times N_p^{-0.2253}$</td> </tr> </table> <p>ただし、N_p : 現場管理費の対象となる純工事費 (千円) とし、5 百万円以下の場合は5 百万円として扱う (千円未満は切り捨てとする。) T : 工期 (か月) (注1) 現場管理費率の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>(2) 一般管理費等率 ア 一般管理費等率は、次表により算出する。</p> <table border="1" data-bbox="1193 957 2016 1228"> <thead> <tr> <th>工 事 原 価</th> <th>一般管理費等率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 百万円以下</td> <td>17.49</td> </tr> <tr> <td>3 百万を超え 20 億円以下</td> <td>$29.102 - 3.340 \text{Log} (C_p)$</td> </tr> <tr> <td>20 億円を超える</td> <td>8.06</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、C_p : 一般管理費等の対象となる工事原価 (千円) (千円未満は切り捨てとする。) (注1) 一般管理費等率の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	純工事費の金額区分	5 百万円以下	5 百万円を超える	上限	38.60% $263.03 \times N_p^{-0.2253}$	現場管理費率 (%)	$351.48 \times N_p^{-0.3528} \times T^{0.3524}$		下限	22.91% $156.07 \times N_p^{-0.2253}$	工 事 原 価	一般管理費等率 (%)	3 百万円以下	17.49	3 百万を超え 20 億円以下	$29.102 - 3.340 \text{Log} (C_p)$	20 億円を超える	8.06
現場管理費率	$Jo = \text{Exp}(5.961 - 0.387 \times \log_e N_p + 0.629 \times \log_e T)$ (注1・2)																																			
	Jo : 現場管理費率 (%) (注3)																																			
	N_p : 純工事費 (千円)																																			
	T : 工期 (か月)																																			
工 事 原 価	一般管理費等率 (%)																																			
3 百万円以下	17.49																																			
3 百万を超え 20 億円以下	$29.102 - 3.340 \text{Log} (C_p)$																																			
20 億円を超える	8.06																																			
純工事費の金額区分	5 百万円以下	5 百万円を超える																																		
	上限	38.60% $263.03 \times N_p^{-0.2253}$																																		
現場管理費率 (%)	$351.48 \times N_p^{-0.3528} \times T^{0.3524}$																																			
	下限	22.91% $156.07 \times N_p^{-0.2253}$																																		
工 事 原 価	一般管理費等率 (%)																																			
3 百万円以下	17.49																																			
3 百万を超え 20 億円以下	$29.102 - 3.340 \text{Log} (C_p)$																																			
20 億円を超える	8.06																																			

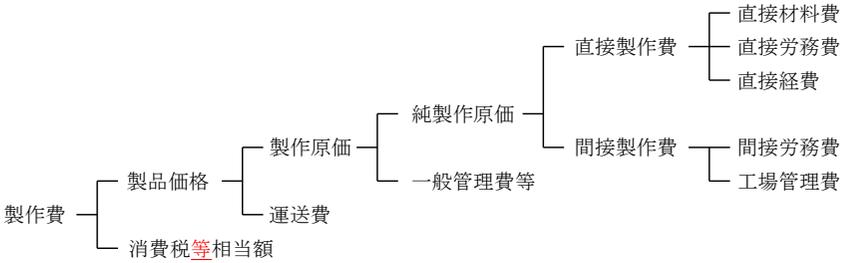
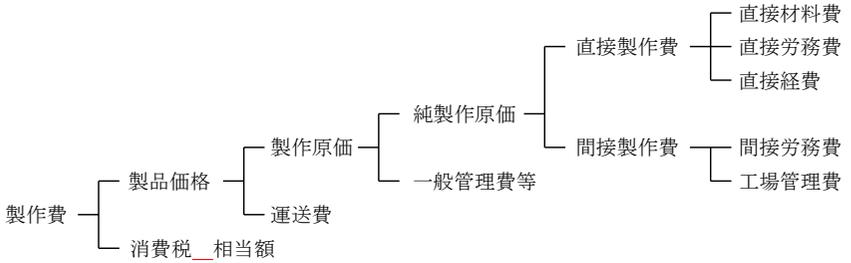
ページ	改 正	現 行																								
24	<p data-bbox="297 212 680 240">イ 前払金支出割合による補正</p> <p data-bbox="342 260 1162 387">前払金支出割合が 35 パーセント以下において一般管理費等を算定する場合は、次表の前払金支出割合区分毎に定める補正係数を一般管理費等率に乗ずるものとする。</p> <p data-bbox="517 403 882 432">表 一般管理費等率補正係数</p> <table border="1" data-bbox="237 445 1144 695"> <thead> <tr> <th>前払金支出割合区分 (%)</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 以下</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>5 を越え 15 以下</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>15 を越え 25 以下</td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>25 を越え 35 以下</td> <td>1.01</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="297 754 642 783">ウ 一般管理費等率の補正</p> <p data-bbox="342 802 1162 882">契約の保証を必要とする場合は、上記で定めた率に下記の補正值を加算し一般管理費等率とする。</p> <table border="1" data-bbox="275 892 1122 967"> <tbody> <tr> <td>契約の保証を必要とする場合の補正值 (%)</td> <td>0.04%</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="237 978 1162 1058">ただし、特定建設工事共同企業体による工事及び小額工事（150 万円未満）については、補正対象から除く。</p> <p data-bbox="275 1121 763 1150">(3) 変更契約における共通費の算定</p> <p data-bbox="297 1169 1162 1249">ア 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費率は、それぞれ以下のとおりとする。</p> <p data-bbox="331 1265 1162 1393">(7) 共通仮設費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の直接工事費の合計額及び工期に対応する率とする。</p>	前払金支出割合区分 (%)	補正係数	5 以下	1.05	5 を越え 15 以下	1.04	15 を越え 25 以下	1.03	25 を越え 35 以下	1.01	契約の保証を必要とする場合の補正值 (%)	0.04%	<p data-bbox="1256 212 1639 240">イ 前払金支出割合による補正</p> <p data-bbox="1301 260 2121 387">前払金支出割合が35パーセント以下において一般管理費等を算定する場合は、次表の前払金支出割合区分毎に定める補正係数を一般管理費等率に乗ずるものとする。</p> <p data-bbox="1476 403 1841 432">表 一般管理費等率補正係数</p> <table border="1" data-bbox="1193 445 2101 695"> <thead> <tr> <th>前払金支出割合区分 (%)</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 以下</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>5 を越え 15 以下</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>15 を越え 25 以下</td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>25 を越え 35 以下</td> <td>1.01</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1272 754 1594 783">ウ 一般管理費等率の補正</p> <p data-bbox="1317 802 2121 882">契約の保証を必要とする場合は、上記で定めた率に下記の補正值を加算し一般管理費等率とする。</p> <table border="1" data-bbox="1227 892 2074 967"> <tbody> <tr> <td>契約の保証を必要とする場合の補正值 (%)</td> <td>0.04%</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1189 978 2121 1058">ただし、特定建設工事共同企業体による工事及び小額工事（150 万円未満）については、補正対象から除く。</p> <p data-bbox="1227 1121 1693 1150">(3) 変更契約における共通費の算定</p> <p data-bbox="1249 1169 2121 1249">ア 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費率は、それぞれ以下のとおりとする。</p> <p data-bbox="1283 1265 2121 1393">(7) 共通仮設費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の直接工事費の合計額及び工期に対応する率とする。</p>	前払金支出割合区分 (%)	補正係数	5 以下	1.05	5 を越え 15 以下	1.04	15 を越え 25 以下	1.03	25 を越え 35 以下	1.01	契約の保証を必要とする場合の補正值 (%)	0.04%
前払金支出割合区分 (%)	補正係数																									
5 以下	1.05																									
5 を越え 15 以下	1.04																									
15 を越え 25 以下	1.03																									
25 を越え 35 以下	1.01																									
契約の保証を必要とする場合の補正值 (%)	0.04%																									
前払金支出割合区分 (%)	補正係数																									
5 以下	1.05																									
5 を越え 15 以下	1.04																									
15 を越え 25 以下	1.03																									
25 を越え 35 以下	1.01																									
契約の保証を必要とする場合の補正值 (%)	0.04%																									

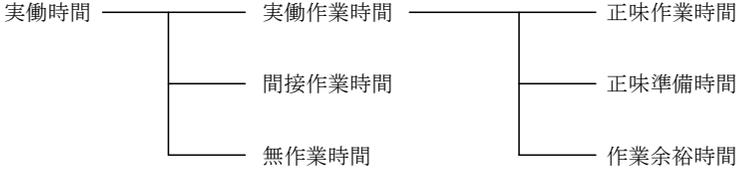
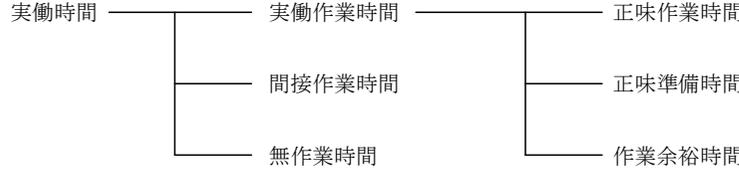
ページ	改 正	現 行
25	<p>(イ) 現場管理費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の純工事費の合計額及び工期に対応する率とする。</p> <p>(ウ) 一般管理費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の工事原価の合計額に対応する率とする。</p> <p>イ 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事に区分して算定する。</p> <p>(4) 設計変更の場合の現場管理費及び一般管理費等 設計変更の場合の現場管理費は、現場管理費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。 この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。 同様に、一般管理費等は設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。 ただし、設計変更については契約保証費にかかる補正を行わない。</p> <p>(5) 工事を分割発注する場合の現場管理費及び一般管理費等 本来一体とすべき同一工区・同一種別の工事を分割発注し、後工事を現に施工中の工事の受注者と随意契約しようとする場合の現場管</p>	<p>(イ) 現場管理費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の純工事費の合計額及び工期に対応する率とする。</p> <p>(ウ) 一般管理費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の工事原価の合計額に対応する率とする。</p> <p>イ 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事に区分して算定する。</p> <p>(4) 設計変更の場合の現場管理費及び一般管理費等 設計変更の場合の現場管理費は、現場管理費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。 この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。 同様に、一般管理費等は設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。 ただし、設計変更については契約保証費にかかる補正を行わない。</p> <p>(5) 工事を分割発注する場合の現場管理費及び一般管理費等 本来一体とすべき同一工区・同一種別の工事を分割発注し、後工事を現に施工中の工事の受注者と随意契約しようとする場合の現場管</p>

ページ	改 正	現 行
26	<p>理費あるいは一般管理費等は、前工事と後工事を一括して発注したとして算定した現場管理費あるいは一般管理費等の額から前工事の現場管理費あるいは一般管理費等の額を控除した額とする。</p> <p>(6) 他の積算標準を適用した場合の現場管理費及び一般管理費等 この積算標準によれない場合は、他の積算標準によることができる。この場合の積算は、直接工事費（歩掛 × 労務単価 × 数量）については適用する他の標準の数値を用いる。 また、現場管理費及び一般管理費等についてはこの標準で算出した直接工事費と他の標準で算出した直接工事費を合算した額に対して、この標準の乗率を適用する。</p> <p>2.6 派遣費 派遣費は、製造業者の職員（以下「派遣員」という。）を必要とする部分の工事施工に対する費用であって、次による。</p> <p>2.6.1 派遣員の区分 派遣員は、製造業者の工場において常時製作業務に従事している職員を対象とし、次のとおり区分する。</p> <p>(1) 技術員 工員より特に高度の技能経験を必要とする作業に従事する者。</p> <p>(2) 工 員 機器等の製作に直接従事し、部分的な試験及び調整等の作業に従事する者。</p>	<p>理費あるいは一般管理費等は、前工事と後工事を一括して発注したとして算定した現場管理費あるいは一般管理費等の額から前工事の現場管理費あるいは一般管理費等の額を控除した額とする。</p> <p>(6) 他の積算標準を適用した場合の現場管理費及び一般管理費等 この積算標準によれない場合は、他の積算標準によることができる。この場合の積算は、直接工事費（歩掛×労務単価×数量）については適用する他の標準の数値を用いる。 また、現場管理費及び一般管理費等についてはこの標準で算出した直接工事費と他の標準で算出した直接工事費を合算した額に対して、この標準の乗率を適用する。</p> <p>2.6 派遣費 派遣費は、製造業者の職員（以下「派遣員」という。）を必要とする部分の工事施工に対する費用であって、次による。</p> <p>2.6.1 派遣員の区分 派遣員は、製造業者の工場において常時製作業務に従事している職員を対象とし、次のとおり区分する。</p> <p>(1) 技術員 工員より特に高度の技能経験を必要とする作業に従事する者。</p> <p>(2) 工 員 機器等の製作に直接従事し、部分的な試験及び調整等の作業に従事する者。</p>

ページ	改 正	現 行
27	<p>2. 6. 2 派遣員を積算する範囲</p> <p>各種機器あるいはシステムの組立又は機能確認等を現地で行うにあたって、派遣員を必要とする作業は、次による。</p> <p>(1) 組立等において特殊な技能又は試験、調整等が必要な場合。</p> <p>(2) 機能確認等において、特殊な測定器具、方法が必要となる場合。</p> <p>(3) 新しく開発された機器等の設置及び試験、調整等の場合。</p> <p>(4) 特に必要と認める機器等の改良、修繕、設置及び試験調整等の場合。</p> <p>(5) 上記の他、特許工法、新工法又は極めて稀にしか施工しない工法等を用いる特殊工事で、特殊な技能者を必要とする場合。</p> <p>2. 6. 3 派遣費の算出</p> <p>派遣費は、労務費（間接労務費、工場管理費、一般管理費等を含む）及びその他の費用をいい、その金額については、次により算出するものとする。</p> <p>派遣費 = 派遣費単価 × 所要歩掛 + 交通費及び日当・宿泊費</p> <p>派遣費単価 = 直接工労務単価 × (1 + 間接労務費率) × (1 + 工場管理費率) × (1 + 一般管理費等率)</p> <p>(1) 派遣費単価</p> <p>派遣費単価は、当該工事に従事する技術員又は工員の人件費であって、第3編物品製造で定める間接労務費率、工場管理費率及び一般管理費等率により算定する。</p> <p>(2) 所要歩掛は、次により査定する。</p> <p>ア 所要歩掛の算出は、過去の実績、工事の実情等を考慮して適正なものとする。</p>	<p>2. 6. 2 派遣員を積算する範囲</p> <p>各種機器あるいはシステムの組立又は機能確認等を現地で行うにあたって、派遣員を必要とする作業は、次による。</p> <p>(1) 組立等において特殊な技能又は試験、調整等が必要な場合。</p> <p>(2) 機能確認等において、特殊な測定器具、方法が必要となる場合。</p> <p>(3) 新しく開発された機器等の設置及び試験、調整等の場合。</p> <p>(4) 特に必要と認める機器等の改良、修繕、設置及び試験調整等の場合。</p> <p>(5) 上記の他、特許工法、新工法又は極めて稀にしか施工しない工法等を用いる特殊工事で、特殊な技能者を必要とする場合。</p> <p>2. 6. 3 派遣費の算出</p> <p>派遣費は、労務費（間接労務費、工場管理費、一般管理費等を含む）及びその他の費用をいい、その金額については、次により算出するものとする。</p> <p>派遣費 = 派遣費単価 × 所要歩掛 + 交通費及び日当・宿泊費</p> <p>派遣費単価 = 直接工労務単価 × (1 + 間接労務費率) × (1 + 工場管理費率) × (1 + 一般管理費等率)</p> <p>(1) 派遣費単価</p> <p>派遣費単価は、当該工事に従事する技術員又は工員の人件費であって、第3編物品製造で定める間接労務費率、工場管理費率及び一般管理費等率により算定する。</p> <p>(2) 所要歩掛は、次により査定する。</p> <p>ア 所要歩掛の算出は、過去の実績、工事の実情等を考慮して適正なものとする。</p>

ページ	改 正	現 行
	<p data-bbox="297 212 943 244">イ 歩掛補正<u>及び割増賃金</u>は、実情により積算する。</p> <hr data-bbox="297 288 965 293"/> <p data-bbox="271 357 651 389">(3) 交通費及び日当・宿泊費</p> <p data-bbox="315 405 1162 485">交通費及び日当・宿泊費は当該工事に直接従事する技術員又は工員の交通費及び日当・宿泊費であって、必要により計上する。</p> <p data-bbox="315 501 1162 580">(注) 交通費の算出は、技術員又は工員の所属する工場等の所在地からとする。</p> <p data-bbox="271 644 680 676">(4) 工事価格に採用する共通費</p> <p data-bbox="315 692 1151 772">派遣費には、「2. 5. 4 現場管理費及び一般管理費等の積算」の適用はしない。</p>	<p data-bbox="1245 212 1901 244">イ 歩掛補正_____は、実情により積算する。</p> <p data-bbox="1245 260 2002 292"><u>ウ 割増賃金は、基準外賃金に含まれるので、積算しない。</u></p> <p data-bbox="1218 357 1599 389">(3) 交通費及び日当・宿泊費</p> <p data-bbox="1263 405 2103 485">交通費及び日当・宿泊費は当該工事に直接従事する技術員又は工員の交通費及び日当・宿泊費であって、必要により計上する。</p> <p data-bbox="1263 501 2114 580">(注) 交通費の算出は、技術員又は工員の所属する工場等の所在地からとする。</p> <p data-bbox="1218 644 1628 676">(4) 工事価格に採用する共通費</p> <p data-bbox="1263 692 2103 772">派遣費には、「2. 5. 4 現場管理費及び一般管理費等の積算」の適用はしない。</p>

ページ	改 正	現 行
28	<p>第3編 物品製造</p> <p>3.1 適用 鉄道施設等の建設に係る電気関係の物品製造の積算に適用する。</p> <p>3.2 製作費の構成 製作費の構成は、次による。</p>  <p>3.3 製作費の算式 製作費の算出は次による。 製品価格 = { (純製作原価) × (1 + 一般管理費等率 + 運送費) } 製作費 = 製品価格 + 消費税等相当額</p> <p>3.4 製作費の積算</p> <p>3.4.1 直接製作費</p> <p>(1) 直接材料費 直接材料費は、製品を製作するために直接的に消費されるもので、当該製品の原価として賦課することができる素材費と部品費の合計額をいい、材料の種類及び規格ごとに所要量と単位当り価格を乗じ</p>	<p>第3編 物品製造</p> <p>3.1 適用 鉄道施設等の建設に係る電気関係の物品製造の積算に適用する。</p> <p>3.2 製作費の構成 製作費の構成は、次による。</p>  <p>3.3 製作費の算式 製作費の算出は次による。 製品価格 = { (純製作原価) × (1 + 一般管理費等率) + 運送費 } 製作費 = 製品価格 + 消費税相当額</p> <p>3.4 製作費の積算</p> <p>3.4.1 直接製作費</p> <p>(1) 直接材料費 直接材料費は、製品を製作するために直接的に消費されるもので、当該製品の原価として賦課することができる素材費と部品費の合計額をいい、材料の種類及び規格ごとに所要量と単位当り価格を乗じて</p>

ページ	改 正	現 行
29	<p>て算出する。</p> <p>(2) 直接労務費</p> <p>直接労務費は、製品の製作に直接必要な労務費をいい、次式により算出する。</p> <p>直接労務費 = 加工工数 × 直接工労務賃金</p> <p>ただし、加工工数は、通常の場合、実作業に付随する間接作業時間等を含めた実働時間とし、当該製品に係る作業種別、作業方法、工程、使用機械、工具及び製作技術等について標準的な水準を想定し、実例値又は製作者からの見積値を基準として適正に設定する。</p> <p>_____実働時間の構成は、次のとおりとする。</p>  <p>(3) 直接経費</p> <p>直接経費は、特定製品の製作に要した経費で、木型費、特許権等使用料、試運転費等で特定製品に直接賦課できる経費を計上する。</p> <p>3. 4. 2 間接製作費</p> <p>(1) 間接労務費</p> <p>工場の管理運営のために要する費用のうち、工場における間接工並びに工場管理業務に従事した従業員に支払われる、基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職金給与引当繰越額の合計をい</p>	<p>算出する。</p> <p>(2) 直接労務費</p> <p>直接労務費は、製品の製作に直接必要な労務費をいい、次式により算出する。</p> <p>直接労務費 = 加工工数 × 直接工労務賃金</p> <p>ただし、加工工数は、通常の場合、実作業に付随する間接作業時間等を含めた実働時間とし、当該製品に係る作業種別、作業方法、工程、使用機械、工具及び製作技術等について標準的な水準を想定し、実例値又は製作者からの見積値を基準として適正に設定する。</p> <p><u>直接工</u>の実働時間_____は、次のとおりとする。</p>  <p>(3) 直接経費</p> <p>直接経費は、特定製品の製作に要した経費で、木型費、特許権等使用料、試運転費等で特定製品に直接賦課できる経費を計上する。</p> <p>3. 4. 2 間接製作費</p> <p>(1) 間接労務費</p> <p>工場の管理運営のために要する費用のうち、工場における間接工並びに工場管理業務に従事した従業員に支払われる、基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職金給与引当繰越額の合計をい</p>

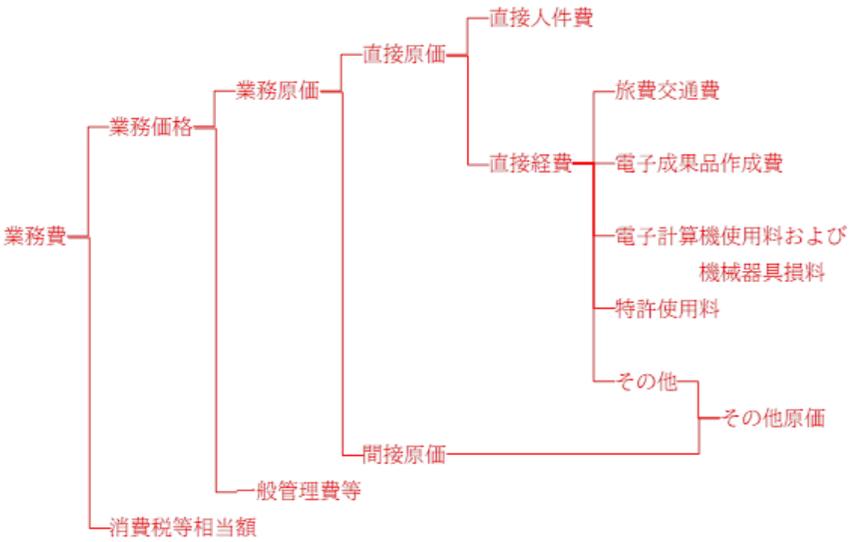
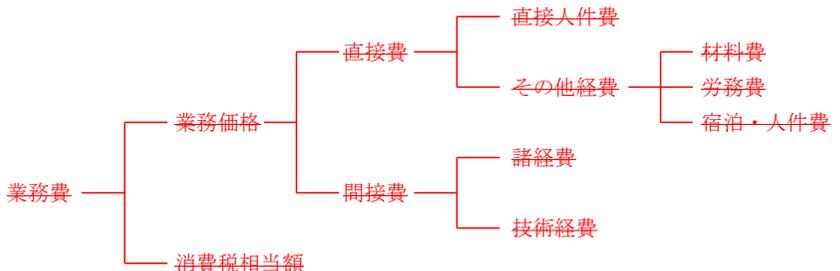
ページ	改 正	現 行
	<p>い、直接労務費に別表の間接労務費率を乗じて求める。 $\text{間接労務費} = \text{直接労務費} \times \text{間接労務費率}$</p> <p>(2) 工場管理費 工場管理費は、工場の管理運営のために要する費用のうち、製品を製作するに当たって間接的に必要となる材料及び間接経費の合計をいい、直接労務費と間接労務費の合計に別表の工場管理費率を乗じて求める。 $\text{工場管理費} = (\text{直接労務費} + \text{間接労務費}) \times \text{工場管理費率}$</p> <p>3. 4. 3 一般管理費等 一般管理費等は、製品毎に別表の一般管理費等率を当該製品の純製作原価に乗じて求める。 $\text{一般管理費等} = \text{純製作原価} \times \text{一般管理費等率}$</p> <p>3. 4. 4 運送費 運送費は、製作原価外費用として、実費相当額を計上する。 ただし、運送の方法、製作費に占めるその割合等を考慮して、標準的な数値が算定できる場合は、製作原価の 2.5%を限度として計算することができる。</p>	<p>い、直接労務費に別表の間接労務費率を乗じて求める。 $\text{間接労務費} = \text{直接労務費} \times \text{間接労務費率}$</p> <p>(2) 工場管理費 工場管理費は、工場の管理運営のために要する費用のうち、製品を製作するに当たって間接的に必要となる材料及び間接経費の合計をいい、直接労務費と間接労務費の合計に別表の工場管理費率を乗じて求める。 $\text{工場管理費} = (\text{直接労務費} + \text{間接労務費}) \times \text{工場管理費率}$</p> <p>3. 4. 3 一般管理費等 一般管理費等は、製品毎に別表の一般管理費等率を当該製品の純製作原価に乗じて求める。 $\text{一般管理費等} = \text{純製作原価} \times \text{一般管理費等率}$</p> <p>3. 4. 4 運送費 運送費は、製作原価外費用として、実費相当額を計上する。 ただし、運送の方法、製作費に占めるその割合等を考慮して、標準的な数値が算定できる場合は、製作原価の 2.5%を限度として計算することができる。</p>

ページ	改正					現行				
30	別表 乗率一覧表					別表 乗率一覧表				
類別	品名	一般管理費等率	間接労務費率	工場管理費率	類別	品名	一般管理費等率	間接労務費率	工場管理費率	
電気 信号 用品	<ul style="list-style-type: none"> ○電子連動機 ○継電連動機 ○CTC装置 ○ATC地上装置 ○信号符号送受信機 ○列車番号送受信機 ○列車番号表示装置 ○軌道回路送受信機 ○ATS地上装置 ○自動進路制御装置 	24%以下 (20%)	105%以下 (100%)	50%以下 (20%)	電気 信号 用品	<ul style="list-style-type: none"> ○電子連動機 ○継電連動機 ○CTC装置 ○ATC地上装置 ○信号符号送受信機 ○列車番号送受信機 ○列車番号表示装置 ○軌道回路送受信機 ○ATS地上装置 ○自動進路制御装置 	24%以下 (20%)	105%以下 (100%)	50%以下 (20%)	
発変電 機器	<ul style="list-style-type: none"> ○交流遮断器 ○直流開閉装置 ○ガス絶縁開閉装置 ○電力コンデンサ ○電力補償装置 ○電力変換器 ○電鉄用配電盤 ○変電所集中制御盤 ○配電用交流電源装置 ○タービン発電機 ○内燃発電機 ○計器用変成器 	22%以下 (17%)	110%以下 (110%)	60%以下 (20%)	発変電 機器	<ul style="list-style-type: none"> ○交流遮断器 ○直流開閉装置 ○ガス絶縁開閉装置 ○電力コンデンサ ○電力補償装置 ○電力変換器 ○電鉄用配電盤 ○変電所集中制御盤 ○配電用交流電源装置 ○タービン発電機 ○内燃発電機 ○計器用変成器 	22%以下 (17%)	110%以下 (110%)	60%以下 (20%)	

ページ	改 正					現 行				
		○避雷器					○避雷器			
		○電力ろ波器	25%以下	100%以下	50%以下		○電力ろ波器	25%以下	100%以下	50%以下
		○動力操作断路器	(20%)	(90%)	(10%)		○動力操作断路器	(20%)	(90%)	(10%)
	変圧器	○き電用変圧器	22%以下	110%以下	60%以下	変圧器	○き電用変圧器	22%以下	110%以下	60%以下
		○電力変換器用変圧器	(17%)	(110%)	(20%)		○電力変換器用変圧器	(17%)	(110%)	(20%)
		○配電用変圧器					○配電用変圧器			
	通信 用品	○データ伝送受信装置	29%以下	110%以下	65%以下	通信 用品	○データ伝送受信装置	29%以下	110%以下	65%以下
		○光PCM搬送装置	(19%)	(110%)	(20%)		○光PCM搬送装置	(19%)	(110%)	(20%)
		○列車無線通信装置					○列車無線通信装置			
		○新幹線列車無線装置					○新幹線列車無線装置			
		○通信情報制御監視装置					○通信情報制御監視装置			
		○旅客案内情報処理装置					○旅客案内情報処理装置			
電気 一般 用品	○排水ポンプ装置	25%以下	100%以下	50%以下	電気 一般 用品	○排水ポンプ装置	25%以下	100%以下	50%以下	
		(20%)	(90%)	(10%)			(20%)	(90%)	(10%)	

注) 乗率値の () 数値は派遣費の単価を算定する場合に適用する。

注) 乗率値の () 数値は派遣費の単価を算定する場合に適用する。

ページ	改 正	現 行
31	<p>第4編 設計等</p> <p>4.1 適用 鉄道施設等の建設に係る電気関係工事の設計（これに付帯する測量を含む。以下同じ。）、調査・<u>基本設計</u>、財産整理（以下「設計等」という。）<u>及び発注者支援業務</u>の積算に適用する。</p> <p>4.2 業務費の構成</p> <p>4.2.1 <u>設計・発注者支援業務の業務費の構成</u> <u>設計及び発注者支援業務の業務費の構成は、次による。</u></p> 	<p>第4編 設計等</p> <p>4.1 適用 鉄道施設等の建設に係る電気関係工事の設計（これに付帯する測量を含む。以下同じ。）、調査____、財産整理（以下「設計等」という。）_____の積算に適用する。</p> <p>4.2 業務費の構成 <u>業務費の構成は、次による。</u></p> 

ページ	改 正	現 行
	<p data-bbox="241 213 1021 290">4. 2. 2 <u>調査・基本設計・財産整理の業務費の構成</u> <u>調査・基本設計及び財産整理の業務費の構成は、次による。</u></p> <div data-bbox="241 325 1066 603" style="margin-left: 40px;"> <pre> graph LR BF[業務費] --- BP[業務価格] BF --- CT[消費税等相当額] BP --- DC[直接費] BP --- IC[間接費] DC --- DPC[直接人件費] DC --- OEC[その他経費] IC --- GE[諸経費] IC --- TEC[技術経費] OEC --- MC[材料費] OEC --- LC[労務費] OEC --- AP[宿泊・人件費] </pre> </div> <p data-bbox="241 695 416 724">4. 3 設計</p> <p data-bbox="241 743 591 772">4. 3. 1 <u>業務費の算出</u></p> <p data-bbox="241 791 1167 868"><u>業務費の算出は、「土木関係積算標準・積算要領 6-5-3 土木関係外注設計 3 業務委託料及び 4 業務委託料の積算」による。</u></p> <p data-bbox="241 887 920 916"><u>ただし、「業務委託料」は「業務費」に読み替える。</u></p> <p data-bbox="241 983 645 1011">4. 3. 2 <u>電子成果品作成費</u></p> <p data-bbox="241 1031 1099 1059"><u>電子成果品の作成費用は、次の計算式により算出するものとする。</u></p> <p data-bbox="241 1078 875 1107"><u>ただし、これによりがたい場合は別途考慮する。</u></p> <p data-bbox="241 1174 775 1203"><u>電子成果品作成費(千円) = 6.9 x^{0.45}</u></p> <p data-bbox="241 1222 685 1251"><u>ただし、x : 直接人件費 (千円)</u></p> <p data-bbox="241 1366 1167 1394"><u>(注) 1 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を千</u></p>	<p data-bbox="1193 695 1361 724">4. 3 設計</p> <p data-bbox="1193 743 1532 772">4. 3. 1 業務費の算式</p> <p data-bbox="1227 791 2119 916">設計及び設計変更の業務費は、直接費(直接人件費)と間接費(諸経費、技術経費)を一体の構成とした「4. 3. 3 (1)ウ標準料率」を使用し、算出する。</p> <p data-bbox="1216 935 2119 1011">(1) 設計の場合業務費 = 概算総工事費 × 標準料率 × 標準区分率 × (1 + 分割料率) + その他経費 + 消費税相当額</p> <p data-bbox="1216 1031 2119 1107">(2) 設計変更の場合業務費 = 概算総工事費 × 標準料率 × 設計変更区分率 + その他経費 + 消費税相当額</p> <p data-bbox="1193 1174 1653 1203">4. 3. 2 積算に用いる計算の方法</p> <p data-bbox="1216 1222 2119 1299">(1) 概算総工事費概算総工事費は、原則として、万円未満の端数を切捨て、万円単位とする。</p> <p data-bbox="1216 1318 2119 1394">(2) 標準料率標準料率の算出は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位とする。</p>

ページ	改 正	現 行
32	<p><u>円単位（小数点以下切り捨て）で代入する。</u></p> <p><u>2 算出された電子成果品作成費（千円）は、千円未満を切り捨てる（小数点以下切り捨て）ものとする。</u></p> <p><u>3 電子成果品作成費の上下限については、上限：700千円、下限：20千円とする。</u></p> <p><u>4.3.3 旅費交通費</u> <u>旅費交通費の算出は、「土木関係積算標準・積算要領 6-5-9 役務編共通（旅費交通費）2-4 旅費交通費の率を用いない積算」による。</u></p> <p><u>4.3.4 標準歩掛</u> <u>標準歩掛は、「電気関係設計標準歩掛積算要領」による。</u></p>	<p>(3) 標準区分率標準料率に標準区分率を乗じて算出した金額は、円未満の端数を切捨て、円単位とする。</p> <p>4.3.3 設計の積算</p> <p>(1) 設計</p> <p>ア 概算総工事費は、類似線区の実績または予算上の計画額から類推した概算工事費と、詳細設計の対象となる物品製造契約対象品目（以下、貯藏品という）の合計額をいう。ただし、貯藏品（中古品）、撤去品（当該工事に使用する場合に限る）を概算工事費に加算する場合は、貯藏品（新品）価格又は時価に概算する。</p> <p>イ 概算総工事費の補正高価材料の加算、繰返し設計に該当する場合は、概算総工事費を補正する。</p> <p>(ア) 高価材料の補正</p> <p>a 高価材料とは、単価の高額な電気機械器具（装置を含む）をいい、主な品目は物品製造契約対象品目及び相当品並びに特高ケーブルが該当する。</p> <p>b 高価材料を概算工事費に加算する場合は、詳細設計（技術計算等）に必要な範囲の金額とし、その上限は価格の50%までとする。</p> <p>e 高価材料による補正は、次式によるものとする。 概算総工事費＝概算工事費＋高価材料×（～50%）</p> <p>(イ) 繰返し設計の補正</p>

ページ	改 正	現 行										
33		<p>a 繰返し設計の補正は、繰返し部分の概算総工事費を補正するものとし、率は次表による。</p> <p>繰返し設計の補正率表</p> <table border="1" data-bbox="1207 349 2042 683"> <thead> <tr> <th>繰返し回数 (N)</th> <th>補正率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2～10</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>11～20</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>21～50</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>51以上</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>b 繰返し設計とは、同形繰返しの設計をいい、繰返しの単位は複合体を1単位とし、同一建物内の電気設備とする。</p> <p>e 同形繰返し設計は、分割又は継続の繰返し回数 (N) は連続とみなし、それ以外の繰返し回数 (N) は2からとする。</p> <p>d 繰り返し設計による補正は、次式によるものとする。</p> <p>概算総工事費＝補正前の概算総工事費－繰り返し設計対象工事費×(1－補正率)</p> <p>(7) 類似設計の補正</p> <p>a 類似設計の補正は、類似設計部分が半数以上の場合、次式により概算総工事費を補正するものとし、率は次表による。</p> <p>概算総工事費＝補正前の概算総工事費×測定の補正率 (又は図面の補正率・強度計算の補正率)</p> <p>類似設計の補正率表</p>	繰返し回数 (N)	補正率 (%)	2～10	90	11～20	80	21～50	70	51以上	60
繰返し回数 (N)	補正率 (%)											
2～10	90											
11～20	80											
21～50	70											
51以上	60											

ページ	改 正	現 行																														
34		<table border="1" data-bbox="1205 204 2042 472"> <thead> <tr> <th data-bbox="1205 204 1774 272">項 目</th> <th data-bbox="1774 204 2042 272">補正率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1205 272 1774 341">測 量</td> <td data-bbox="1774 272 2042 341">90</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 341 1774 410">図 面</td> <td data-bbox="1774 341 2042 410">90</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 410 1774 472">強 度 計 算</td> <td data-bbox="1774 410 2042 472">95</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1330 480 1980 512">-(注) 項目が重複する場合は、補正率を連乗する。</p> <p data-bbox="1256 576 2033 655">b 類似設計とは、過去の成果物などにより、図面の再利用、強度計算の省略又は、測定の簡略などのできる設計とする。</p> <p data-bbox="1229 767 1391 799">ウ 標準料率</p> <p data-bbox="1240 815 2047 895">標準料率は、概算総工事費に乗じて設計に対する報酬額を算出するための率であり、次表によるものとする。</p> <p data-bbox="1547 911 1756 943">標準料率表</p> <table border="1" data-bbox="1189 954 2114 1417"> <thead> <tr> <th data-bbox="1189 954 1319 1070" rowspan="2">(百万円)</th> <th colspan="2" data-bbox="1319 954 2002 1018">標準料率</th> <th data-bbox="2002 954 2114 1070" rowspan="2">記事</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1319 1018 1659 1070">設計A</th> <th data-bbox="1659 1018 2002 1070">設計B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1189 1070 1319 1129">1以下</td> <td data-bbox="1319 1070 1659 1129">17.3%</td> <td data-bbox="1659 1070 2002 1129">12.4%</td> <td data-bbox="2002 1070 2114 1129">(1)設計B</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 1129 1319 1246">1をこえ5未満</td> <td data-bbox="1319 1129 1659 1246"> $17.3 - \frac{2.8(X-1)}{4} = \text{の} \%$ </td> <td data-bbox="1659 1129 2002 1246"> $12.4 - \frac{2.1(X-1)}{4} = \text{の} \%$ </td> <td data-bbox="2002 1129 2114 1246">は概算総</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 1246 1319 1305">5</td> <td data-bbox="1319 1246 1659 1305">14.5%</td> <td data-bbox="1659 1246 2002 1305">10.3%</td> <td data-bbox="2002 1246 2114 1305">工事費中</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 1305 1319 1417">5をこえ10未満</td> <td data-bbox="1319 1305 1659 1417"> $14.5 - \frac{2.7(X-5)}{5} = \text{の} \%$ </td> <td data-bbox="1659 1305 2002 1417"> $10.3 - \frac{2.0(X-5)}{5} = \text{の} \%$ </td> <td data-bbox="2002 1305 2114 1417">に占める 高価材料 の金額が</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	補正率 (%)	測 量	90	図 面	90	強 度 計 算	95	(百万円)	標準料率		記事	設計A	設計B	1以下	17.3%	12.4%	(1)設計B	1をこえ5未満	$17.3 - \frac{2.8(X-1)}{4} = \text{の} \%$	$12.4 - \frac{2.1(X-1)}{4} = \text{の} \%$	は概算総	5	14.5%	10.3%	工事費中	5をこえ10未満	$14.5 - \frac{2.7(X-5)}{5} = \text{の} \%$	$10.3 - \frac{2.0(X-5)}{5} = \text{の} \%$	に占める 高価材料 の金額が
	項 目	補正率 (%)																														
	測 量	90																														
	図 面	90																														
	強 度 計 算	95																														
(百万円)	標準料率		記事																													
	設計A	設計B																														
1以下	17.3%	12.4%	(1)設計B																													
1をこえ5未満	$17.3 - \frac{2.8(X-1)}{4} = \text{の} \%$	$12.4 - \frac{2.1(X-1)}{4} = \text{の} \%$	は概算総																													
5	14.5%	10.3%	工事費中																													
5をこえ10未満	$14.5 - \frac{2.7(X-5)}{5} = \text{の} \%$	$10.3 - \frac{2.0(X-5)}{5} = \text{の} \%$	に占める 高価材料 の金額が																													

ページ	改正	現 行			
		10	11.8%	8.3%	50%以上とする。
		10をこえ 30未満	$11.8 - \frac{3.1(X-10)}{20} = \text{の}\%$	$8.3 - \frac{2.2(X-10)}{20} = \text{の}\%$	
		30	8.7%	6.1%	(2)設計Aは、設計B以外とする。
		30をこえ 50未満	$8.7 - \frac{1.5(X-30)}{20} = \text{の}\%$	$6.1 - \frac{1.0(X-30)}{20} = \text{の}\%$	
		50	7.2%	5.1%	(3)「X」は概算総工事費である。
		50をこえ 70未満	$7.2 - \frac{0.8(X-50)}{20} = \text{の}\%$	$5.1 - \frac{0.6(X-50)}{20} = \text{の}\%$	
		70	6.4%	4.5%	
		70をこえ 100未満	$6.4 - \frac{0.7(X-70)}{30} = \text{の}\%$	$4.5 - \frac{0.5(X-70)}{30} = \text{の}\%$	
		100	5.7%	4.0%	
		100をこえ 300未満	$5.7 - \frac{1.1(X-100)}{200} = \text{の}\%$	$4.0 - \frac{0.8(X-100)}{200} = \text{の}\%$	
		300	4.6%	3.2%	
		300をこえ 500未満	$4.6 - \frac{0.7(X-300)}{200} = \text{の}\%$	$3.2 - \frac{0.5(X-300)}{200} = \text{の}\%$	
		500	3.9%	2.7%	

ページ	改正	現 行													
35		500をこえ 1,000未満	3.9 $\frac{0.5(X-500)}{500}$ の %	2.7 $\frac{0.4(X-500)}{500}$ の %											
		1,000	3.4%	2.3%											
		1,000をこ え2,000未 満	3.4 $\frac{0.4(X-1,000)}{1,000}$ の %	2.3 $\frac{0.1(X-1,000)}{1,000}$ の %											
		2,000 以上	3.0%	2.2%											
<p>エ 標準区分率 実施設計項目ごとの成果に対する報酬額を区分する率とし、適用にあたって必要な項目の率を乗ずるものとし、率値は次表による。</p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1176 829 1883 901">実 施 設 計 項 目</th> <th data-bbox="1883 829 2132 901">標準区分率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1176 901 1883 965">(1) 工事特記仕様書及び設計図面の作成</td> <td data-bbox="1883 901 2132 965">60%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 965 1883 1029">(2) 労務表の作成 (単価を除く)</td> <td data-bbox="1883 965 2132 1029">11%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 1029 1883 1173">(3) 材料表の作成 支給材料又は業者持材料 (単価を除く)</td> <td data-bbox="1883 1029 2132 1173">11%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 1173 1883 1420">(4) その他の作成 ア. 機械器具の損料に関する資料 イ. 支給材料、貸与品の取扱経費に関する資料 エ. 積算に関する補足及び内訳資料</td> <td data-bbox="1883 1173 2132 1420">2%</td> </tr> </tbody> </table>						実 施 設 計 項 目	標準区分率	(1) 工事特記仕様書及び設計図面の作成	60%	(2) 労務表の作成 (単価を除く)	11%	(3) 材料表の作成 支給材料又は業者持材料 (単価を除く)	11%	(4) その他の作成 ア. 機械器具の損料に関する資料 イ. 支給材料、貸与品の取扱経費に関する資料 エ. 積算に関する補足及び内訳資料	2%
実 施 設 計 項 目	標準区分率														
(1) 工事特記仕様書及び設計図面の作成	60%														
(2) 労務表の作成 (単価を除く)	11%														
(3) 材料表の作成 支給材料又は業者持材料 (単価を除く)	11%														
(4) その他の作成 ア. 機械器具の損料に関する資料 イ. 支給材料、貸与品の取扱経費に関する資料 エ. 積算に関する補足及び内訳資料	2%														

ページ	改 正	現 行
		<p>オ 分割料率設計の成果物を分割して提出させる場合の報酬額の増加割合で、適用は次による。</p> <p>(ア) 適用範囲は、原則として、次による。</p> <p> a 工事種類（電力線路、電力機器、情報制御設備）が同一、かつ、施工範囲が同一で、一成果物を設計変更により分割する場合に適用する。</p> <p> b 設計発注当初から複数の成果物を明記した場合においては適用しない。</p> <p>(イ) 率値は、次による。</p> <p> a 5% (2 成果)</p> <p> b 10% (3 成果以上)</p> <p>カ 交通費、日当、宿泊費及びその他の費用</p> <p>設計に直接必要な測量等に要する交通費、日当、宿泊費及びその他の費用は、次による。</p> <p>(ア) 交通費</p> <p> 技術者等の交通費は、必要により計上する。</p> <p>(イ) 日当、宿泊費</p> <p> a 技術者の日当及び宿泊費は、必要により計上するものとし、技術者以外の作業員については、特別な場合を除き計上しない。</p> <p> b 日当、宿泊費の算定は、積算の簡素化をはかるために所要歩掛に日当と宿泊費との合計額を乗じて算出することができる。</p> <p>(イ) その他の費用仮くい、その他測量に使用する材料、消耗品費、機械</p>

ページ	改 正	現 行						
36	<p>4.4 調査・<u>基本設計</u></p> <p>4.4.1 業務費の算式</p> $\text{業務費} = \text{直接人件費} \times (1 + \text{諸経费率}) \times (1 + \text{技術経费率})$ <p style="text-align: center;">+ その他経費 + 消費税<u>等</u>相当額</p> <p>4.4.2 積算に用いる計算の方法</p> <p>算出歩掛の計算は、小数第3位を四捨五入し、小数第2位とする。ただ</p>	<p>器具損料等の費用であって、その算定は、実情による。</p> <p>(2) 設計変更</p> <p>工事の設計変更業務を設計外注する場合、設計外注した工事の設計変更に適用する。</p> <p>ア 概算総工事費設計変更部分の工事費は、設計変更によって生じた金額と減額の合計額とする。</p> <p>イ 標準料率4.3.3(1)ウの率値によるものとし、設計変更部分の概算総工事費に乗ずる。</p> <p>ウ 設計変更区分率設計変更区分率は、数量増減及び数量増減以外の場合を区分する率をいい、その区分率は次による。</p> <table border="1" data-bbox="1200 783 2107 970"> <thead> <tr> <th data-bbox="1200 783 1503 903">設計変更の項目</th> <th data-bbox="1503 783 1805 903">数量増減の場合 -(%)</th> <th data-bbox="1805 783 2107 903">数量増減以外の場合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1200 903 1503 970" style="text-align: center;">率</td> <td data-bbox="1503 903 1805 970" style="text-align: center;">30</td> <td data-bbox="1805 903 2107 970" style="text-align: center;">93</td> </tr> </tbody> </table> <p>-(注1) 1件工事で数量増減のみの場合は適用しない。</p> <p>4.4 調査_____</p> <p>4.4.1 業務費の算式</p> $\text{業務費} = \text{直接人件費} \times (1 + \text{諸経费率}) \times (1 + \text{技術経费率})$ <p style="text-align: center;">+ その他経費 + 消費税__相当額</p> <p>4.4.2 積算に用いる計算の方法</p> <p>算出歩掛の計算は、小数第3位を四捨五入し、小数第2位とする。ただ</p>	設計変更の項目	数量増減の場合 -(%)	数量増減以外の場合 (%)	率	30	93
設計変更の項目	数量増減の場合 -(%)	数量増減以外の場合 (%)						
率	30	93						

ページ	改 正	現 行				
37	<p>し、小数第3位を四捨五入の結果、歩掛が0となる場合はこの限りでない。</p> <p>4. 4. 3 調査・<u>基本設計</u>の積算</p> <p>(1) 直接人件費</p> <p>ア 直接人件費は、調査・<u>基本設計</u>に直接従事する技術者の人件費であって、給料、諸手当、厚生年金、健康及び失業の各保険料、通勤費、退職積立金等各人の給与に要する経費とし、その算定は、所要歩掛に技術者の基準賃金を乗じて算出する。</p> <p>イ 所要歩掛の算定は、類似業務、過去の実績等から適正なものを算出する。</p> <p>(2) 諸経費</p> <p>諸経費は、業務運営に要する管理費、会計及び購買経費、地代、家賃、光熱暖房費、水道料、事務用消耗品費、減価償却費、保険料、旅費、交通費、法定福利費、福利厚生費（現場作業員に対するものを含む）、交際費、修繕維持費、調査研究費、広告宣伝費、租税公課、雑費、支払利息、利潤等とし、その算定は、直接人件費に諸経費率を乗じて算出する。</p> <table border="1" data-bbox="322 1070 1075 1147"> <tr> <td><u>調査・基本設計諸経費率</u></td> <td>100%</td> </tr> </table> <p>(3) 技術経費</p> <p>技術経費は、会社の保持する高度の技術、経験、能力及び技術的判断に対し支払う経費並びに高度の技術力を行使して経済設計等を行なうに必要な調査、試験、研究費等であって、高度の技術的能力を必要とするものについて計上し、その算定は、直接人件費と諸経費との</p>	<u>調査・基本設計諸経費率</u>	100%	<p>し、小数第3位を四捨五入の結果、歩掛が0となる場合はこの限りでない。</p> <p>4. 4. 3 調査_____の積算</p> <p>(1) 直接人件費</p> <p>ア 直接人件費は、調査_____に直接従事する技術者の人件費であって、給料、諸手当、厚生年金、健康及び失業の各保険料、通勤費、退職積立金等各人の給与に要する経費とし、その算定は、所要歩掛に技術者の基準賃金を乗じて算出する。</p> <p>イ 所要歩掛の算定は、類似業務、過去の実績等から適正なものを算出する。</p> <p>(2) 諸経費</p> <p>諸経費は、業務運営に要する管理費、会計及び購買経費、地代、家賃、光熱暖房費、水道料、事務用消耗品費、減価償却費、保険料、旅費、交通費、法定福利費、福利厚生費（現場作業員に対するものを含む）、交際費、修繕維持費、調査研究費、広告宣伝費、租税公課、雑費、支払利息、利潤等とし、その算定は、直接人件費に諸経費率を乗じて算出する。</p> <table border="1" data-bbox="1272 1070 2024 1147"> <tr> <td><u>調 査 諸 経 費 率</u></td> <td>100%</td> </tr> </table> <p>(3) 技術経費</p> <p>技術経費は、会社の保持する高度の技術、経験、能力及び技術的判断に対し支払う経費並びに高度の技術力を行使して経済設計等を行なうに必要な調査、試験、研究費等であって、高度の技術的能力を必要とするものについて計上し、その算定は、直接人件費と諸経費との</p>	<u>調 査 諸 経 費 率</u>	100%
<u>調査・基本設計諸経費率</u>	100%					
<u>調 査 諸 経 費 率</u>	100%					

ページ	改 正	現 行				
	<p>合計額に技術経費率を乗じて算出する。</p> <table border="1" data-bbox="322 252 1072 331"> <tr> <td data-bbox="322 252 835 331">技術諸経費率</td> <td data-bbox="835 252 1072 331">20%</td> </tr> </table> <p>(注)「高度の技術的能力を必要とするもの」は、基本設計、誘導障害予測、電波障害調査等のように高度の技術的知識経験及び判断力を必要とする調査をいう。</p> <p>(4) その他経費 その他経費は、次のとおりとし、別に実費加算する。</p> <p>ア 労務費 労務費は、当該作業に直接従事する技術者以外の作業員の費用であって、その算定は、所要歩掛に労務賃金を乗じて算出する。</p> <p>(ア) 所要歩掛の算定は、類似業務、過去の実績等から適正なものを算出する。</p> <p>(イ) 労務賃金は、公共工事設計労務単価による。</p> <p>イ 材料費 材料費は、当該作業に直接必要な材料、消耗品費、機械器具損料等の費用であって、その算定は、実情による。</p> <p>ウ その他の費用 その他の費用は、当該作業に必要な交通費、日当、宿泊費等の費用であって、交通費、日当及び宿泊費の算定は、「<u>土木関係積算標準・積算要領 6-5-9 役務編共通(旅費交通費) 2-4 旅費交通費の率を用いない積算</u>」による。</p>	技術諸経費率	20%	<p>合計額に技術経費率を乗じて算出する。</p> <table border="1" data-bbox="1274 252 2024 331"> <tr> <td data-bbox="1274 252 1787 331">技術諸経費率</td> <td data-bbox="1787 252 2024 331">20%</td> </tr> </table> <p>(注)「高度の技術的能力を必要とするもの」は、基本設計、誘導障害予測、電波障害調査等のように高度の技術的知識経験及び判断力を必要とする調査をいう。</p> <p>(4) その他経費 その他経費は、次のとおりとし、別に実費加算する。</p> <p>ア 労務費 労務費は、当該作業に直接従事する技術者以外の作業員の費用であって、その算定は、所要歩掛に労務賃金を乗じて算出する。</p> <p>(ア) 所要歩掛の算定は、類似業務、過去の実績等から適正なものを算出する。</p> <p>(イ) 労務賃金は、公共工事設計労務単価による。</p> <p>イ 材料費 材料費は、当該作業に直接必要な材料、消耗品費、機械器具損料等の費用であって、その算定は、実情による。</p> <p>ウ その他の費用 その他の費用は、当該作業に必要な交通費、日当、宿泊費等の費用であって、交通費、日当及び宿泊費の算定は、「<u>4. 3. 3(1)設計の積算</u>」による。</p>	技術諸経費率	20%
技術諸経費率	20%					
技術諸経費率	20%					

ページ	改 正	現 行				
38	<p>4.5 財産整理</p> <p>4.5.1 業務費の算式</p> <p>業務費 = 直接人件費 × (1 + 諸経费率) + その他経費 + 消費税等相当額</p> <p>4.5.2 積算に用いる計算の方法</p> <p>算出歩掛の計算は、小数第3位を四捨五入し、小数第2位とする。ただし、小数第3位を四捨五入の結果、歩掛が0となる場合はこの限りでない。</p> <p>4.5.3 財産整理の積算</p> <p>(1) 直接人件費</p> <p>ア 直接人件費は、財産整理に直接従事する技術者の人件費であって、給料、諸手当、厚生年金、健康及び失業の各保険料、通勤費、退職積立金等各人の給与に要する経費とし、その算定は、所要歩掛に技術者の基準賃金を乗じて算出する。</p> <p>イ 所要歩掛の算定は、類似業務、過去の実績等から適正なものを算出する。</p> <p>ウ 諸経費</p> <p>諸経費は、業務運営に要する管理費、会計及び購買経費、地代、家賃、光熱暖房費、水道料、事務用消耗品費、減価償却費、保険料、旅費、交通費、法定福利費、福利厚生費（現場作業員に対するものを含む）、接待交際費、修繕維持費、調査研究費、広告宣伝費、租税公課、雑費、支払利息、利潤等とし、その算定は、直接人件費に諸経费率を乗じて算出する。</p> <table border="1" data-bbox="322 1315 1075 1390"> <tr> <td>財 産 整 理 諸 経 費 率</td> <td>100%</td> </tr> </table>	財 産 整 理 諸 経 費 率	100%	<p>4.5 財産整理</p> <p>4.5.1 業務費の算式</p> <p>業務費 = 直接人件費 × (1 + 諸経费率) + その他経費 + 消費税等相当額</p> <p>4.5.2 積算に用いる計算の方法</p> <p>算出歩掛の計算は、小数第3位を四捨五入し、小数第2位とする。ただし、小数第3位を四捨五入の結果、歩掛が0となる場合はこの限りでない。</p> <p>4.5.3 財産整理の積算</p> <p>(1) 直接人件費</p> <p>ア 直接人件費は、財産整理に直接従事する技術者の人件費であって、給料、諸手当、厚生年金、健康及び失業の各保険料、通勤費、退職積立金等各人の給与に要する経費とし、その算定は、所要歩掛に技術者の基準賃金を乗じて算出する。</p> <p>イ 所要歩掛の算定は、類似業務、過去の実績等から適正なものを算出する。</p> <p>ウ 諸経費</p> <p>諸経費は、業務運営に要する管理費、会計及び購買経費、地代、家賃、光熱暖房費、水道料、事務用消耗品費、減価償却費、保険料、旅費、交通費、法定福利費、福利厚生費（現場作業員に対するものを含む）、接待交際費、修繕維持費、調査研究費、広告宣伝費、租税公課、雑費、支払利息、利潤等とし、その算定は、直接人件費に諸経费率を乗じて算出する。</p> <table border="1" data-bbox="1272 1315 2024 1390"> <tr> <td>財 産 整 理 諸 経 費 率</td> <td>100%</td> </tr> </table>	財 産 整 理 諸 経 費 率	100%
財 産 整 理 諸 経 費 率	100%					
財 産 整 理 諸 経 費 率	100%					

(2) その他経費

その他経費は、次のとおりとし、別に実費加算する。

ア 労務費

労務費は、当該作業に直接従事する技術者以外の作業員の費用であって、その算定は、所要歩掛に労務賃金を乗じて算出する。

(7) 所要歩掛の算定は、類似業務、過去の実績等から適正なものを算出する。

(i) 労務賃金は、公共工事設計労務単価による。

イ 材料費

材料費は、当該作業に直接必要な材料、消耗品費、機械器具損料等の費用であって、その算定は、直接人件費に材料費率を乗じて算出する。

材 料 費 率	4 %
---------	-----

ウ その他の費用

その他の費用は、当該作業に必要な交通費、日当、宿泊費等の費用であって、交通費、日当及び宿泊費の算定は、「土木関係積算標準・積算要領 6-5-9 役務編共通（旅費交通費） 2-4 旅費交通費の率を用いない積算」による。

4. 6 発注者支援業務の積算

業務費の算出は、「土木関係積算標準・積算要領 6-5-7 発注者支援業務の業務委託料の算出」による。

ただし、「業務委託料」は「業務費」に読み替える。

(2) その他経費

その他経費は、次のとおりとし、別に実費加算する

ア 労務費

労務費は、当該作業に直接従事する技術者以外の作業員の費用であって、その算定は、所要歩掛に労務賃金を乗じて算出する。

(7) 所要歩掛の算定は、類似業務、過去の実績等から適正なものを算出する。

(i) 労務賃金は、公共工事設計労務単価による。

イ 材料費

材料費は、当該作業に直接必要な材料、消耗品費、機械器具損料等の費用であって、その算定は、直接人件費に材料費率を乗じて算出する。

材 料 費 率	4 %
---------	-----

ウ その他の費用

その他の費用は、当該作業に必要な交通費、日当、宿泊費等の費用であって、交通費、日当及び宿泊費の算定は、「4. 3. 3(1)設計の積算」による。
